

滋賀県困難な状況にある女性への支援のための  
施策の実施に関する基本的な計画

令和6年3月

滋賀県



## <目 次>

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>第1章 計画策定に関する基本的な考え方</b> .....      | 4  |
| 1. 策定の趣旨 .....                        | 4  |
| 2. 計画の位置づけ .....                      | 4  |
| 3. 計画の期間 .....                        | 5  |
| 4. 「SDGS」および「すまいる・あくしょん」との関係 .....    | 5  |
| <b>第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題</b> ..... | 7  |
| 1. 現状.....                            | 7  |
| 2. 課題.....                            | 30 |
| <b>第3章 基本理念と基本方針</b> .....            | 32 |
| 1. 基本理念.....                          | 32 |
| 2. 基本方針.....                          | 32 |
| 3. 施策を進めるための7つのポイント .....             | 32 |
| <b>第4章 具体的な取組</b> .....               | 34 |
| 1. 支援の流れ .....                        | 34 |
| 2. 具体的な取組 .....                       | 35 |
| <b>第5章 計画の推進にむけて</b> .....            | 52 |
| 1. 計画の推進体制 .....                      | 52 |
| 2. 基本計画の見直し .....                     | 52 |
| <b>参考資料</b> .....                     | 53 |
| 1. 婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革.....            | 54 |
| 2. 関係法令等 .....                        | 57 |

# 第1章 計画策定に関する基本的な考え方

## 1. 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

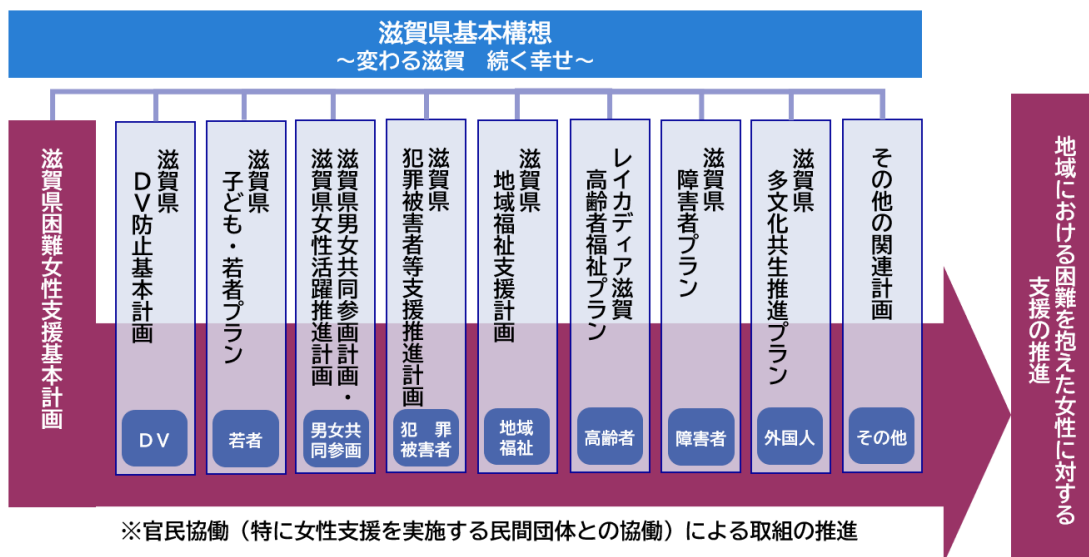
この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な状況にある女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することをめざすためのものです。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、法第8条第1項に基づき策定するものです。また、滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等と整合および連携を図りながら定めるものです。

なお、関連する個別法令等に基づく個別計画の取組については各計画に基づき着実な推進を図るものとします。

（参考）他の計画との関連イメージ



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

### 4. 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係

#### 「SDGs」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、令和12年（2030年）までによりよい世界をめざすために取り組むべき目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の行動目標と169のターゲットが定められています。

本計画では、17の行動目標のうち主に以下の行動目標に関する施策を展開し、SDGsの目標達成に貢献します。

|   |                   |  |                   |
|---|-------------------|--|-------------------|
|  <p>1 貧困をなくそう</p>            | 貧困をなくそう           |  <p>8 働きがいも<br/>経済成長も</p>     | 働きがいも<br>経済成長も    |
|  <p>2 飢餓を<br/>ゼロに</p>        | 飢餓をゼロに            |  <p>10 人や国の不平等<br/>をなくそう</p>  | 人や国の不平等<br>をなくそう  |
|  <p>3 すべての人に<br/>健康と福祉を</p>  | すべての人に<br>健康と福祉を  |  <p>11 住み続けられる<br/>まちづくりを</p> | 住み続けられる<br>まちづくりを |
|  <p>4 質の高い教育を<br/>みんなに</p>   | 質の高い教育を<br>みんなに   |  <p>16 平和と公正を<br/>すべての人に</p>  | 平和と公正を<br>すべての人に  |
|  <p>5 ジェンダー平等を<br/>実現しよう</p> | ジェンダー平等を<br>実現しよう |  |                   |

## 「すまいる・あくしょん」

「すまいる・あくしょん」とは、令和2年（2020年）に策定された本県の小・中学生、高校生、大学生等31,320人の子どもたちの声をもとに作成した子どもの笑顔を増やすための滋賀発の新しい行動様式です。ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、子どもが自分自身のために行動できることと、子どもが必要としていることに対して大人が行動することの2つの視点があります。

本計画では、以下の7つの「あくしょん」の視点で支援を行います。

|  |  |  |
|--|--|--|
|  <p>すまいる・あくしょん<br/>01</p>   |  <p>01<br/>正しい情報を<br/>選んで伝える<br/>正しい情報を<br/>選んで伝えて<br/>行動しよう</p>  | <p>子ども：感染症を正しく知って行動しよう<br/>おとな：正しい情報を選んで伝える</p>          |
|  <p>すまいる・あくしょん<br/>02</p>   |  <p>02<br/>子どもの声を聞いて<br/>一緒に考える<br/>子どもの声を聞いて<br/>一緒に考える<br/>伝えよう</p>   | <p>子ども：今の気持ちを伝えよう<br/>おとな：子どもの声を聞いて一緒に考える</p>            |
|  <p>すまいる・あくしょん<br/>03</p>  |  <p>03<br/>心と身体の健康を支え<br/>思いやりを育む<br/>心と身体の健康を支え<br/>思いやりを育む<br/>自分自身の<br/>人も大切に</p>                           | <p>子ども：自分も周りの人も大切に<br/>おとな：心と身体の健康を支え思いやりを育む</p>         |
|  <p>すまいる・あくしょん<br/>04</p> |  <p>04<br/>人とのつながりや<br/>喜びを感じられる<br/>居場所をつくる<br/>人とのつながりや<br/>喜びを感じられる<br/>居場所をつくる<br/>頼れる人や<br/>場所を見つけよう</p> | <p>子ども：頼れる人や場所を見つけよう<br/>おとな：人とのつながりや喜びを感じられる居場所をつくる</p> |
|  <p>すまいる・あくしょん<br/>05</p> |  <p>05<br/>のびのびと遊び<br/>育つための環境を守る<br/>のびのびと遊び<br/>育つための環境を守る<br/>身体を動かして<br/>しっかり遊ぼう</p>                      | <p>子ども：身体を動かしてしっかり遊ぼう<br/>おとな：のびのびと遊び、育つための環境を守る</p>     |
|  <p>すまいる・あくしょん<br/>06</p> |  <p>06<br/>文化・芸術・自然・社会に<br/>触れる体験を増やす<br/>文化・芸術・自然・社会に<br/>触れる体験を増やす<br/>ワクワク感動する<br/>気持ちを育もう</p>             | <p>子ども：ワクワク感動する気持ちを持とう<br/>おとな：文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす</p> |
|  <p>すまいる・あくしょん<br/>07</p> |  <p>07<br/>オンラインを活かすための<br/>環境を整備する<br/>オンラインを活かすための<br/>環境を整備する</p>  | <p>子ども：オンラインを上手に活かそう<br/>おとな：オンラインを活かすための環境を整備する</p>     |

## 第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題

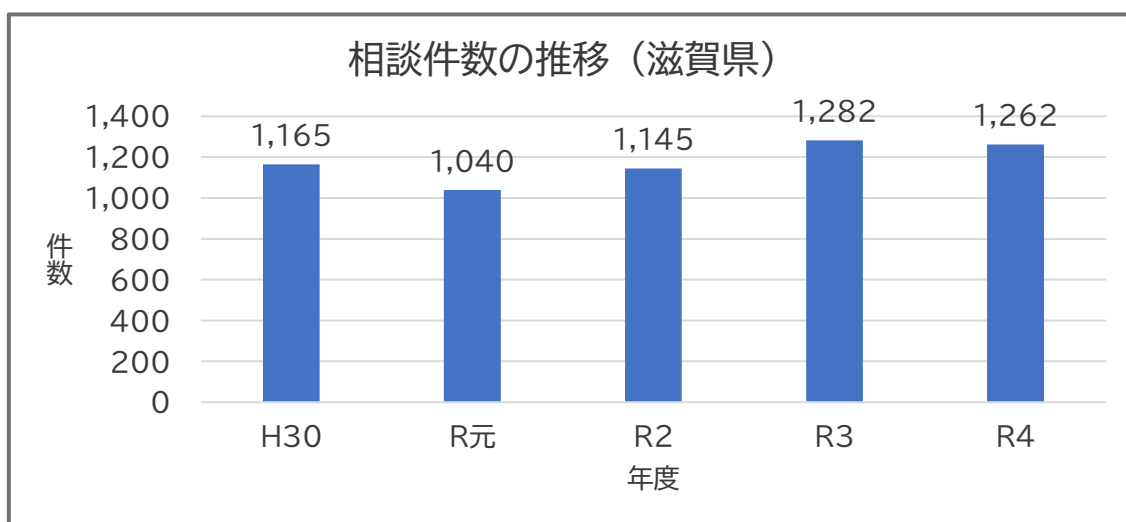
### 1. 現状

#### (1)相談の状況について

##### ① 女性相談支援センターにおける相談件数

###### <相談全体>

本県の女性相談支援センター<sup>1</sup>における相談件数は平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)の間、1,000～1,100件台を推移していましたが、令和3年度(2021年度)には1,200件台を超え、令和4年度(2022年度)においても高い数値を示しています。



(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

<sup>1</sup> 【女性相談支援センター】

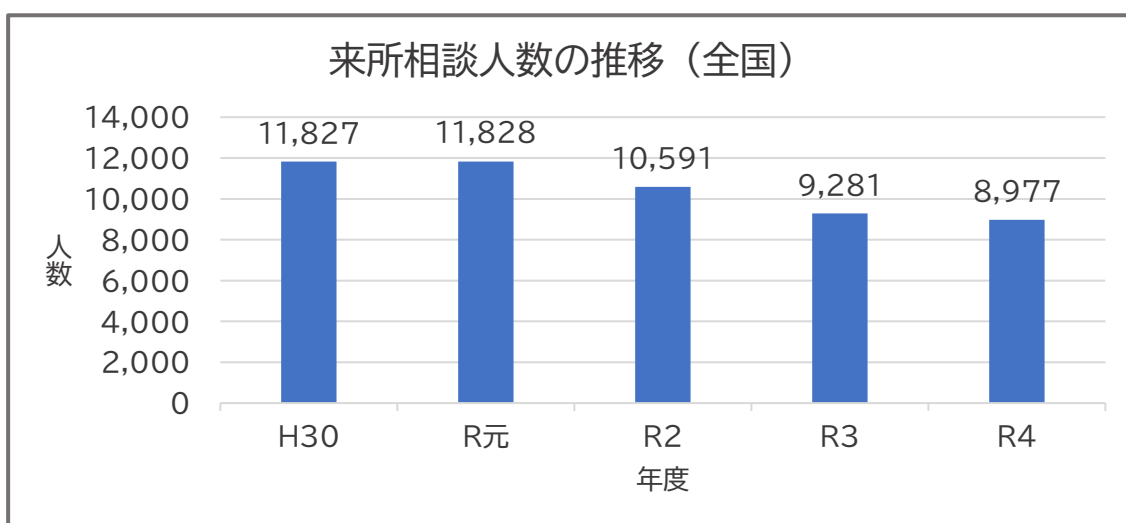
法第9条に規定される。①対象女性の立場に立った相談、②一時保護、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う。

## <来所相談>

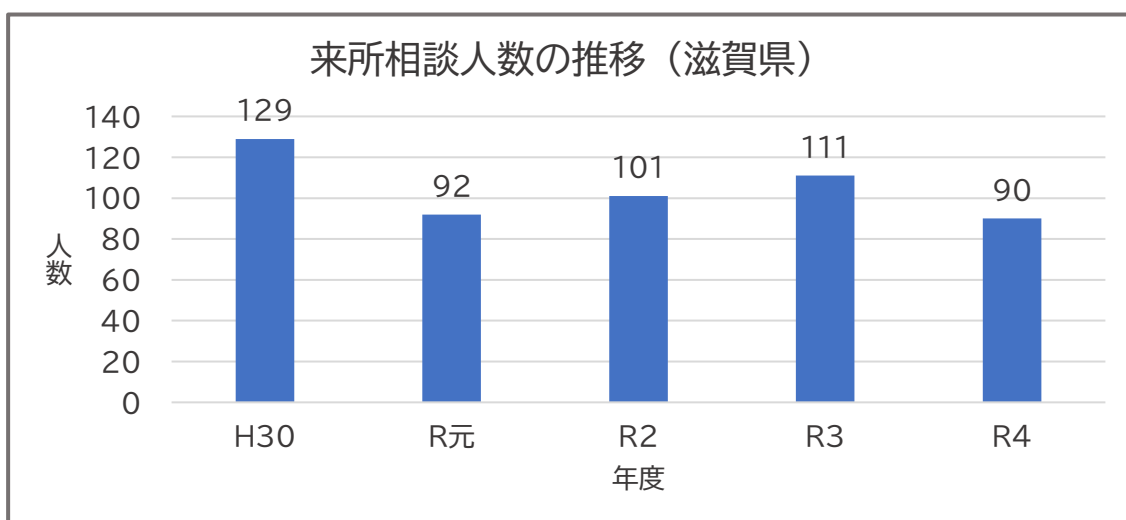
女性相談支援センターにおける相談のうち、来所による相談人数（一時保護を含む）は、全国でも本県でも減少傾向にあります。

全国においては令和3年度（2021年度）に初めて10,000人を切りました。

本県においてもこの5年で減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）に女性相談支援センターに来所相談に訪れた女性は90人で、平成30年度（2018年度）と比較すると39件（30.2%）減少しています。



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）



来所相談において受け付けた相談内容について、令和4年度（2022年度）、全国では、「夫からの暴力」「子・親・親族からの暴力」「交際相手等からの暴力」の3つを合わせると、暴力被害の相談が全体の69.3%を占めています。

本県においても暴力被害の相談が占める割合は大きく、令和4年度（2022年度）における相談内容のうち、「夫からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の50件（55.6%）と最多を占めており、「夫からの暴力」「子・親・親族からの暴力」「交際相手等からの暴力」の3つを合わせると、全体の71.1%を暴力被害の相談が占めています。

（単位：件、（）内％）

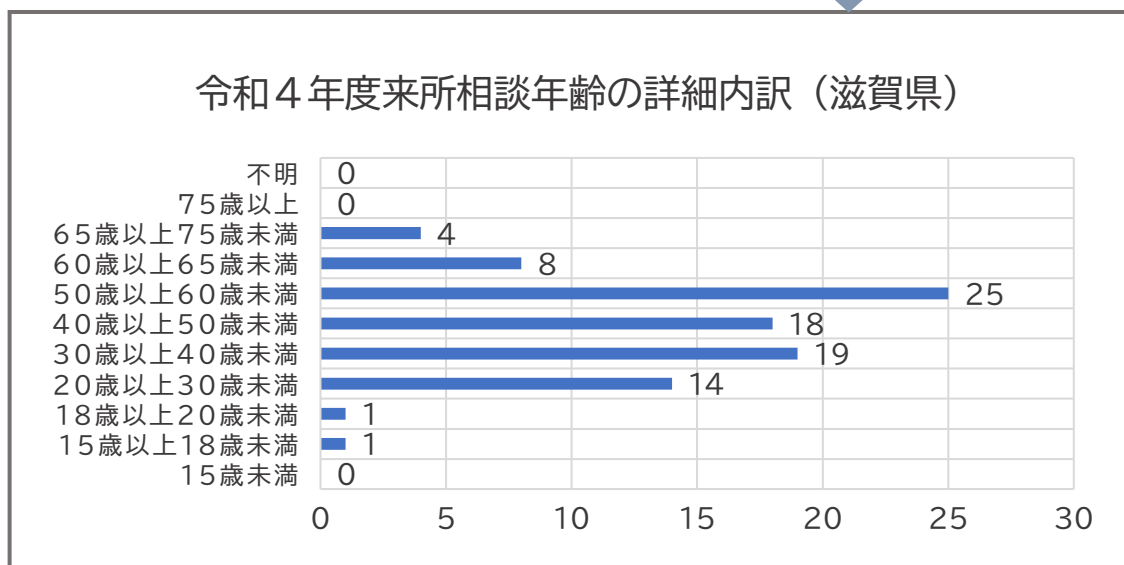
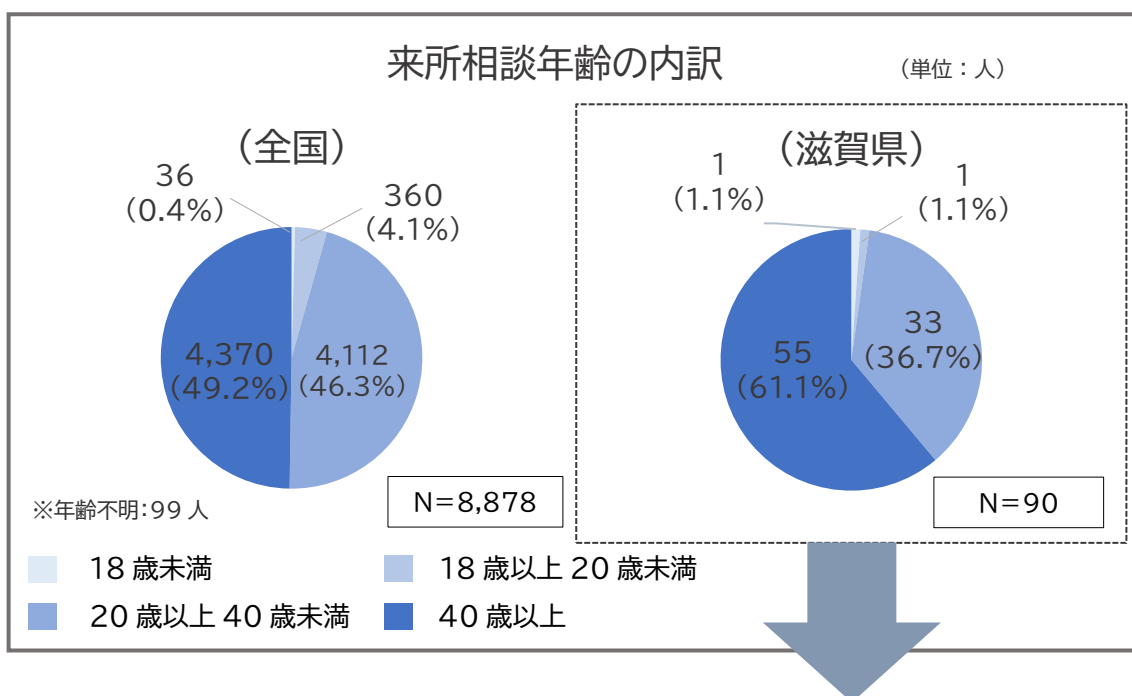
| 相談内容                  | 国<br>(N=8,977) | 滋賀県<br>(N=90) |
|-----------------------|----------------|---------------|
| 夫からの暴力                | 5,021(55.9)    | 50(55.6)      |
| 子・親・親族からの暴力           | 927(10.3)      | 10(11.1)      |
| 交際相手等からの暴力            | 281(3.1)       | 4(4.4)        |
| 暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む) | 1,087(12.1)    | 20(22.2)      |
| 男女・性の問題               | 107(1.2)       | 0(0)          |
| その他の人間関係              | 773(8.6)       | 0(0)          |
| 住居問題・帰住先なし            | 510(5.7)       | 4(4.4)        |
| 医療関係                  | 185(2.1)       | 0(0)          |
| 経済関係                  | 86(1.0)        | 2(2.2)        |

全国：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）

滋賀県：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

全国において、令和4年度（2022年度）の来所相談人数 8,977 人のうち、40歳以上が4,370人（49.2%）、20歳以上40歳未満が4,112人（46.3%）、18歳以上20歳未満が360人（4.1%）で、18歳未満は36人（0.4%）でした。

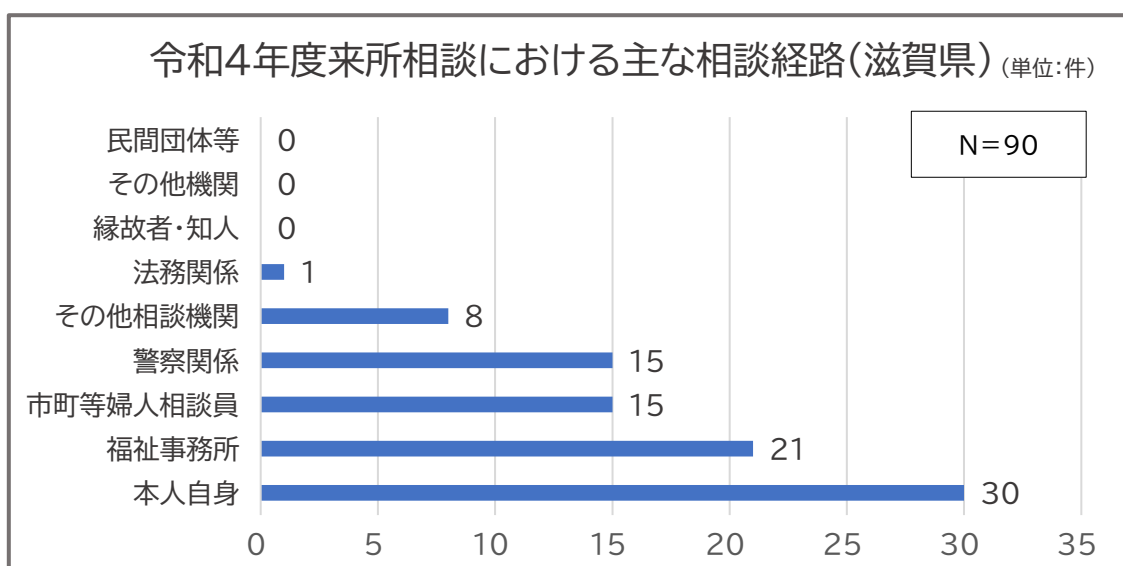
本県においても同様の傾向が見られ、令和4年度（2022年度）の来所相談人数 90 人のうち、40歳以上が55人（61.1%）、20歳以上40歳未満が33人（36.7%）、18歳以上20歳未満が1人（1.1%）で、18歳未満も1人（1.1%）でした。



全国：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）

滋賀県：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

来所相談における相談経路<sup>2</sup>について、令和4年度（2022年度）、本県においては「本人自身」からの相談が30件（33.3%）と最多を占めており、次いで「福祉事務所」からの相談が21件（23.3%）、「市町等婦人相談員」からの相談が15件（16.7%）と続いています。なお、「民間団体等」からの相談は0件でした。



滋賀県：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

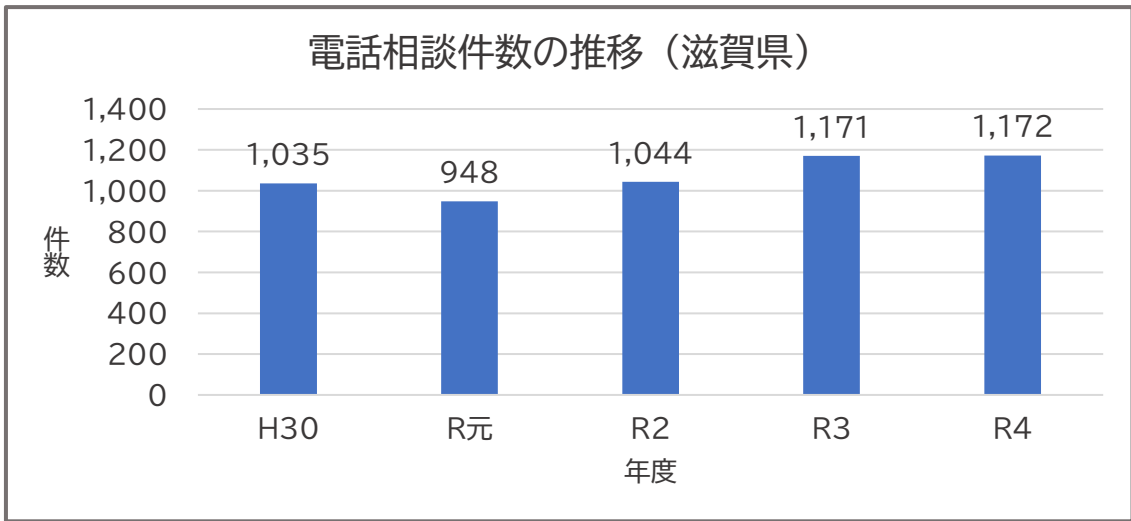
## <電話相談>

女性相談支援センターにおける相談のうち、電話による相談件数について、本県においては令和2年度（2020年度）以降は増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）の女性相談支援センターにおける電話相談は1,172件で令和元年度（2019年度）と比較すると224件（23.6%）増加しています。

なお、令和4年度（2022年度）において女性相談支援センターが受け付けた相談件数全体が1,262件であり、そのうちの1,172件が電話相談（92.9%）、来所相談が90件（7.1%）であり、ほとんどを電話相談が占めています。

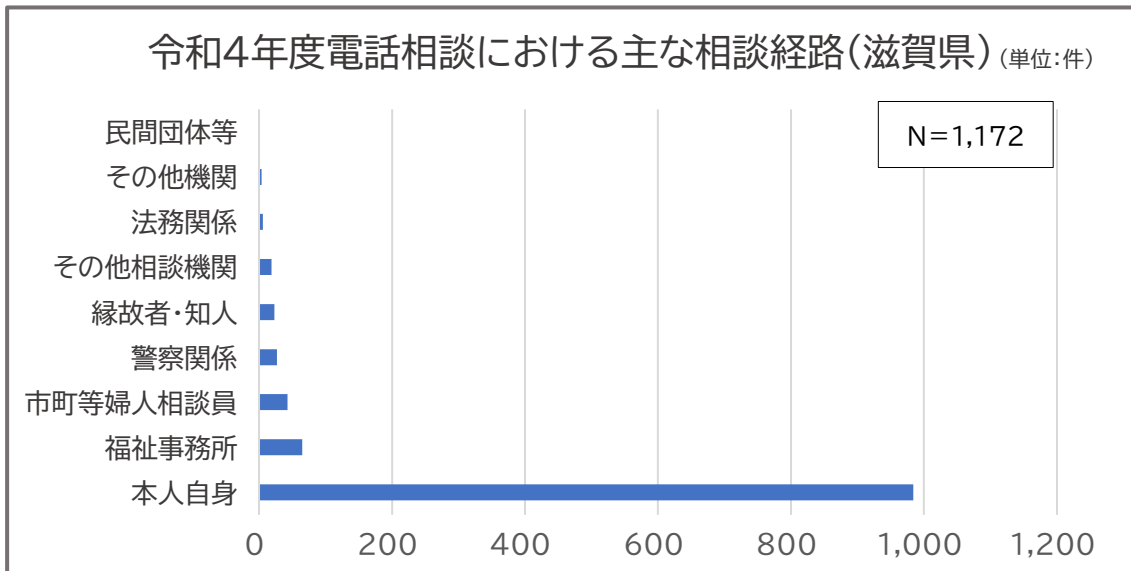
<sup>2</sup> 【相談経路】

「本人自身」は本人が自発的に来所（電話）した場合、「福祉事務所」は福祉事務所（母子父子自立支援員、家庭相談員等を含み、婦人相談員を除く）を経て来所（電話）した場合、「市町等婦人相談員」は婦人相談所以外の福祉事務所等の婦人相談員を経て来所（電話）した場合、「警察関係」は警察官のほか麻薬取締官等司法警察職員としての職務を行う者を経て来所（電話）した場合、「その他相談機関」は民生・児童委員、児童相談所等の相談機関を経て来所（電話）した場合、「法務関係」は地方検察庁、家庭裁判所等を経て来所（電話）した場合、「縁故者・知人」は親族や知人からの紹介を経て来所（電話）した場合、「その他機関」は医療機関、教育機関、社会福祉施設等を経て来所（電話）した場合、「民間団体等」はワンストップ支援センターや民間シェルター等を経て来所（電話）した場合を指す。



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

電話相談における相談経路について、令和4年度（2022年度）、本県においては「本人自身」からの相談が984件（84%）と最多を占めており、次いで「福祉事務所」からの相談が65件（5.5%）、「市町等婦人相談員」からの相談が43件（3.7%）と続いています。なお、「民間団体等」からの相談は1件でした。

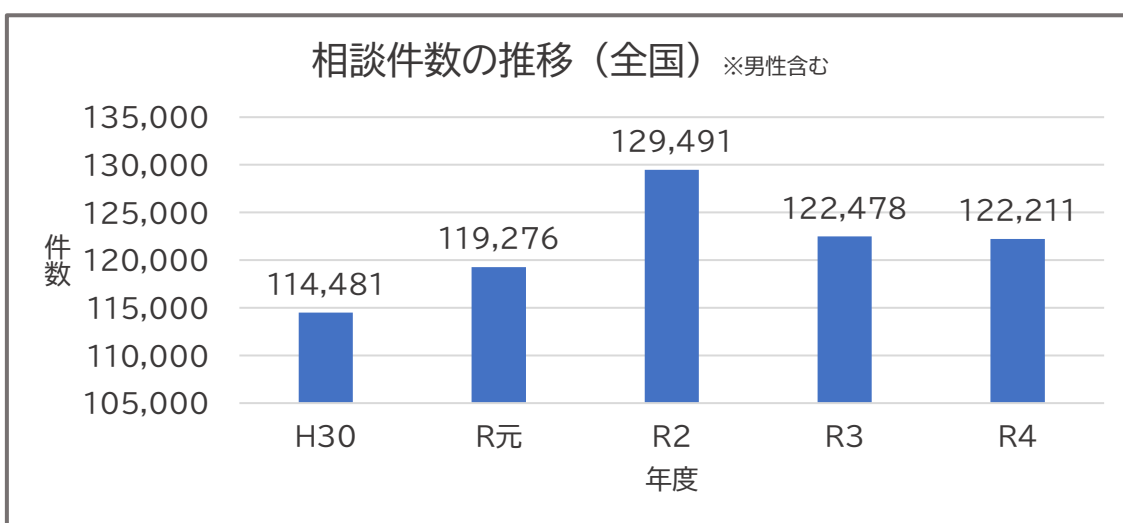


（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

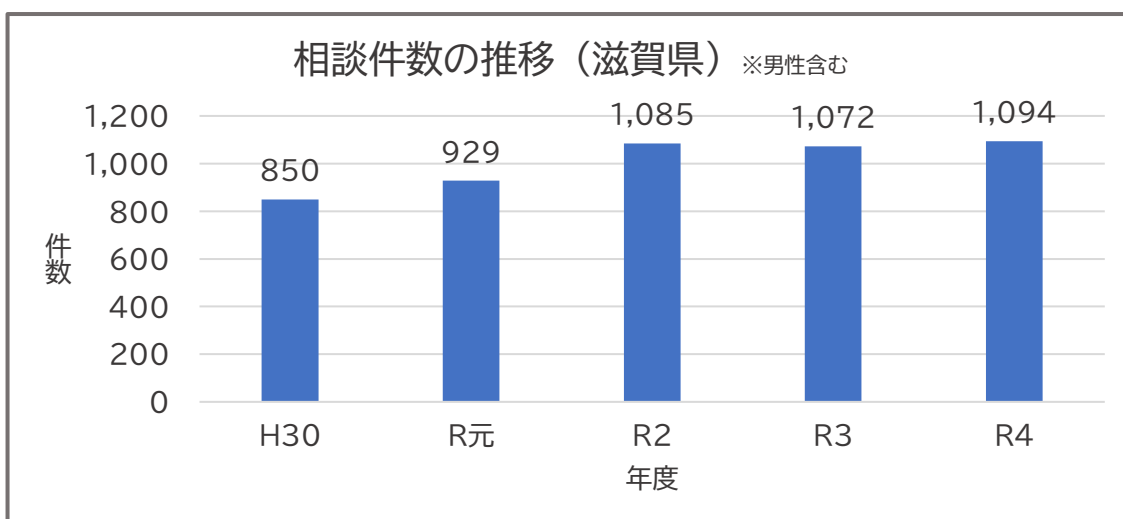
## ② 配偶者暴力相談支援センターにおける相談

全国の配偶者暴力相談支援センター<sup>3</sup>における相談件数は、令和2年度（2020年度）にコロナ禍の影響もあり過去最多となりましたが、令和3年度（2021年度）は122,478件、令和4年度（2022年度）は122,211件と同水準で推移しています。

県内3か所の配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭相談センター（中央、彦根）、男女共同参画センター）における令和4年度（2022年度）の相談件数は1,094件であり、過去最多となりました。



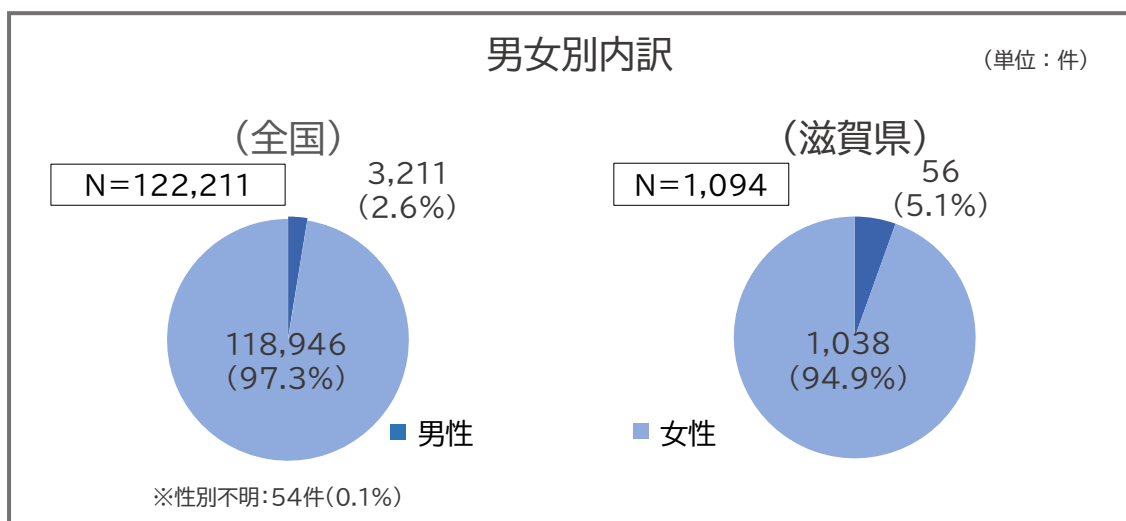
（内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成）



（内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成）

<sup>3</sup> 【配偶者暴力相談支援センター】  
DV防止法第3条により、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関。

なお、配偶者暴力相談支援センターの相談件数における男女別の内訳について、全国においては相談件数 122,211 件（令和4年度）のうち 118,946 件が女性からの相談（97.3%）で、本県においては 1,094 件（令和4年度）のうち 1,038 件が女性（94.9%）でした。

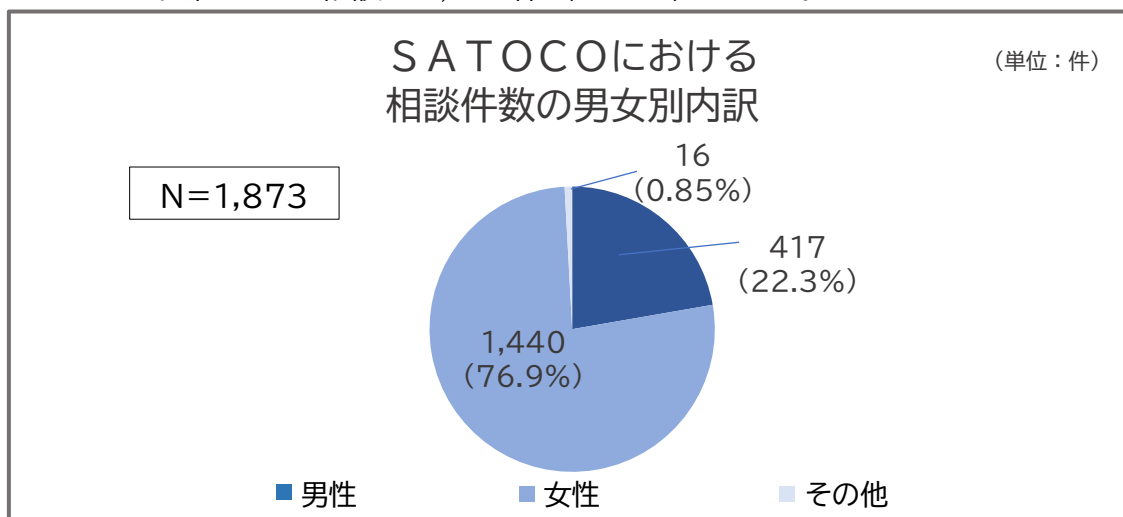


全国：（内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成）

滋賀県：（内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成）

### ③ 性暴力被害に関する相談件数

性暴力被害に関して、令和4年度（2022年度）において性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖『SATOCO』<sup>4</sup>が受け付けた相談件数は 1,873 件でそのうち女性からの相談が 1,440 件（76.9%）でした。

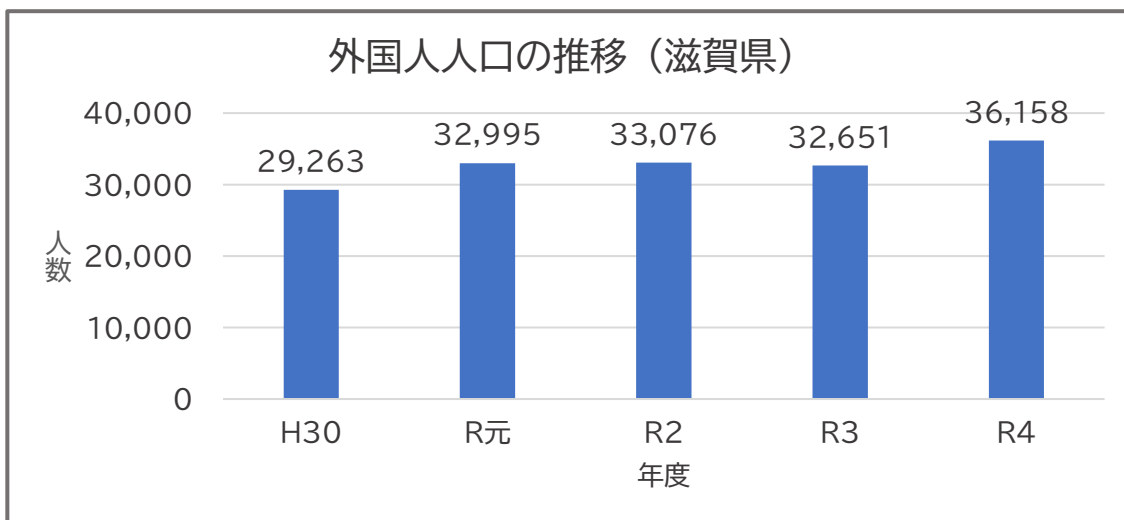


（県民活動生活課「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO運営状況報告書」から作成）

<sup>4</sup>【性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖『SATOCO』】  
性暴力の被害にあわれた方をワンストップで支援するシステムで、相談、産婦人科医師による医療ケア、心のケア、弁護士相談、警察への届出などの支援が総合的に受けられる。

#### ④ 外国人の相談件数

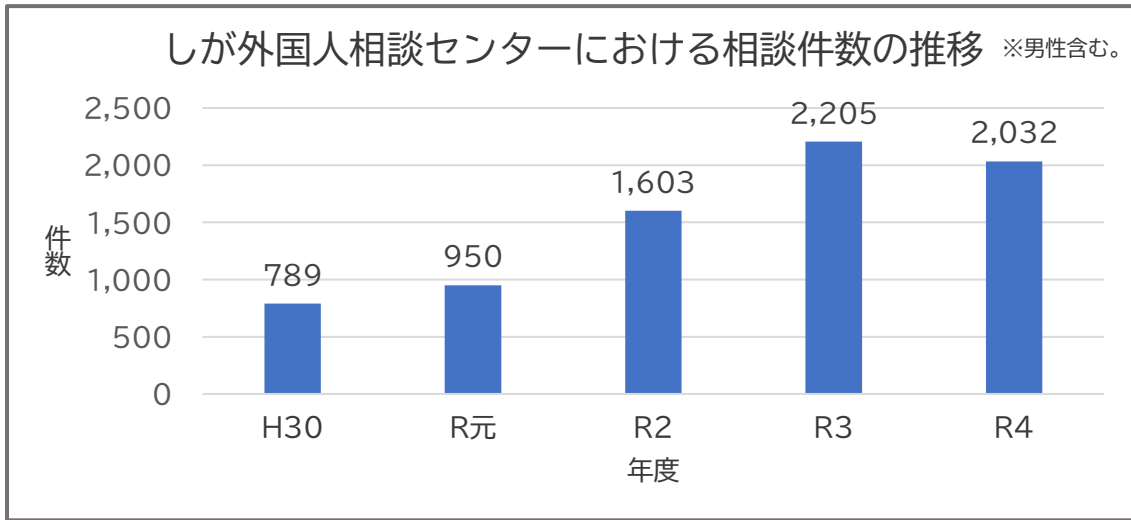
本県における外国人人口の推移は、年々増加の傾向にあり、令和4年度（2022年度）において人数は過去最多の数値を示しました。



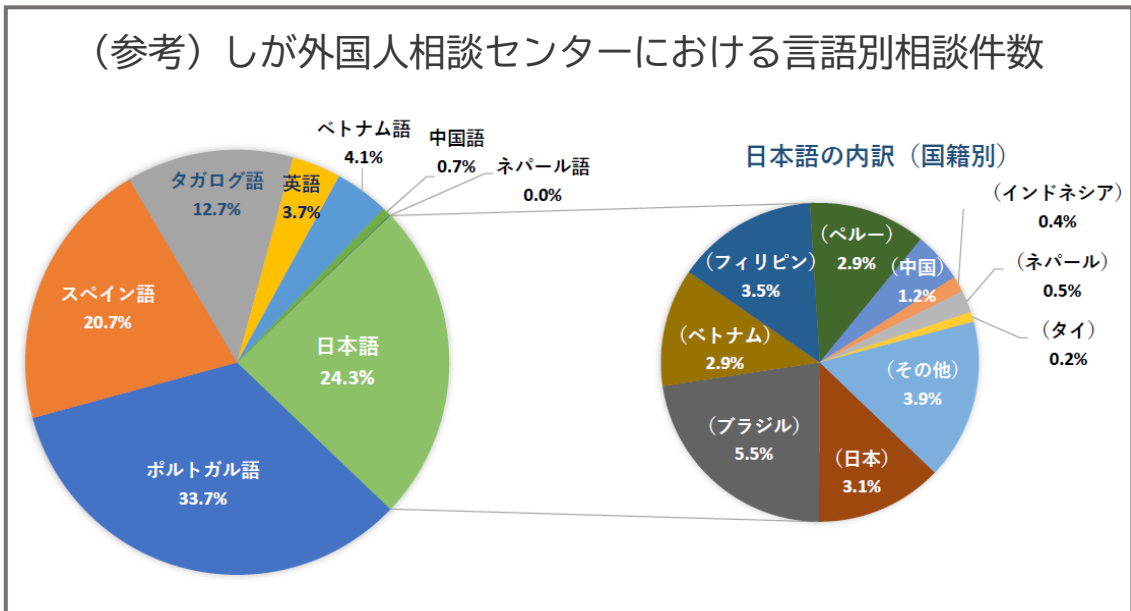
（滋賀県総合企画部国際課「住民基本台帳における滋賀県内外国人人口」）

次の表は、しが外国人相談センターにおいて対応された相談件数の推移です。センターにおいては医療に関することや、雇用・労働に関することなど総合的な相談を受け付けています。

令和4年度（2022年度）の相談件数は2,032件とコロナ禍での医療相談の増加を受け平成30年度（2018年度）の約2.6倍の数値となっています。



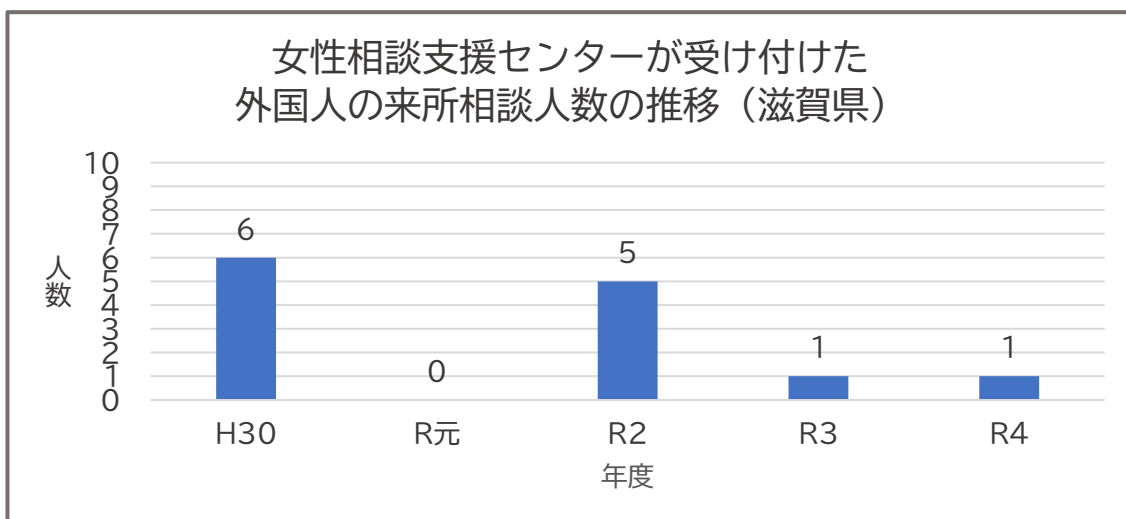
((公財) 滋賀県国際協会「2022 年度 (令和 4 年度) しが外国人相談センター相談状況」)



((公財) 滋賀県国際協会「2022 年度 (令和 4 年度) しが外国人相談センター相談状況」)



一方、女性相談支援センターが受け付けた相談における外国人の来所相談人数はこの5年間一桁台を推移しています。令和4年度（2022年度）においては、全体の来所相談人数90件のうち1件（1.1%）でした。



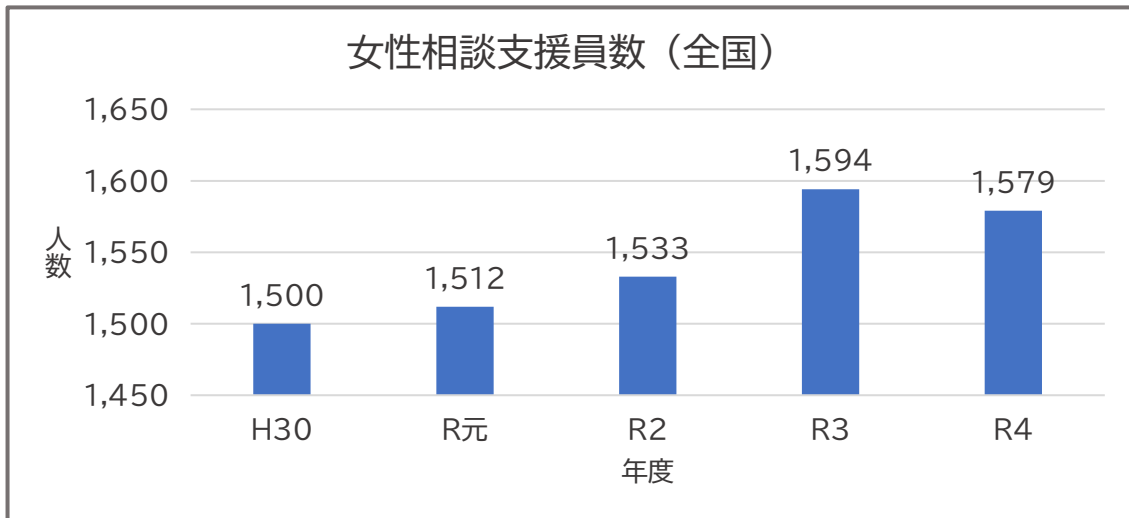
（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

## (2) 女性相談支援員について

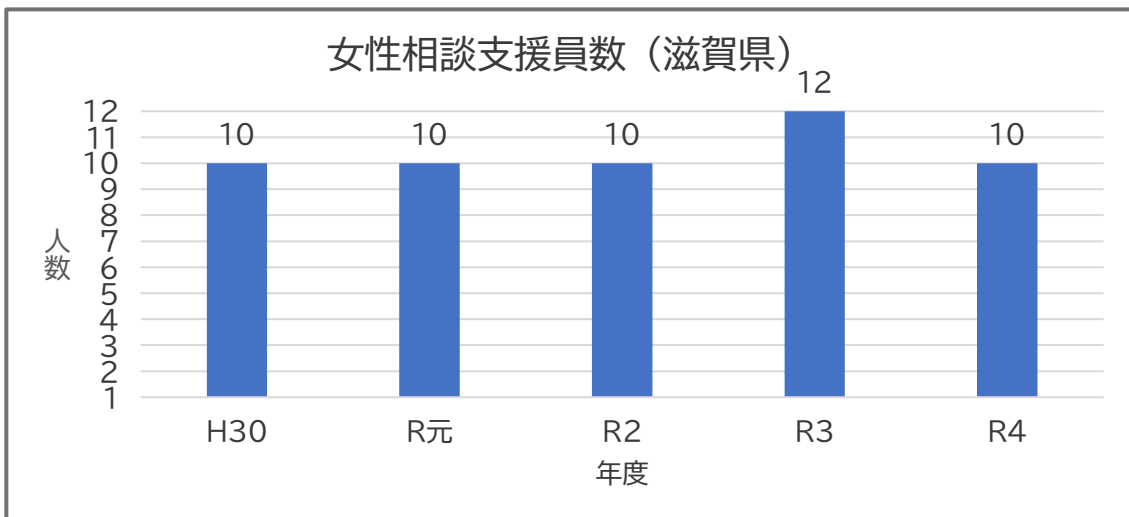
女性相談支援員<sup>6</sup>は、都道府県および市から委嘱され、夫等からの暴力をはじめとした女性のさまざまな相談に対応しています。

全国における女性相談支援員の人数は令和4年度（2022年度）において1,579人でした。これまで女性相談支援員数は毎年少しずつ増加していましたが、令和4年度（2022年度）、初めて減少が見られました。

本県の女性相談支援員の人数はこの5年間でほぼ横ばいとなっています。



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）

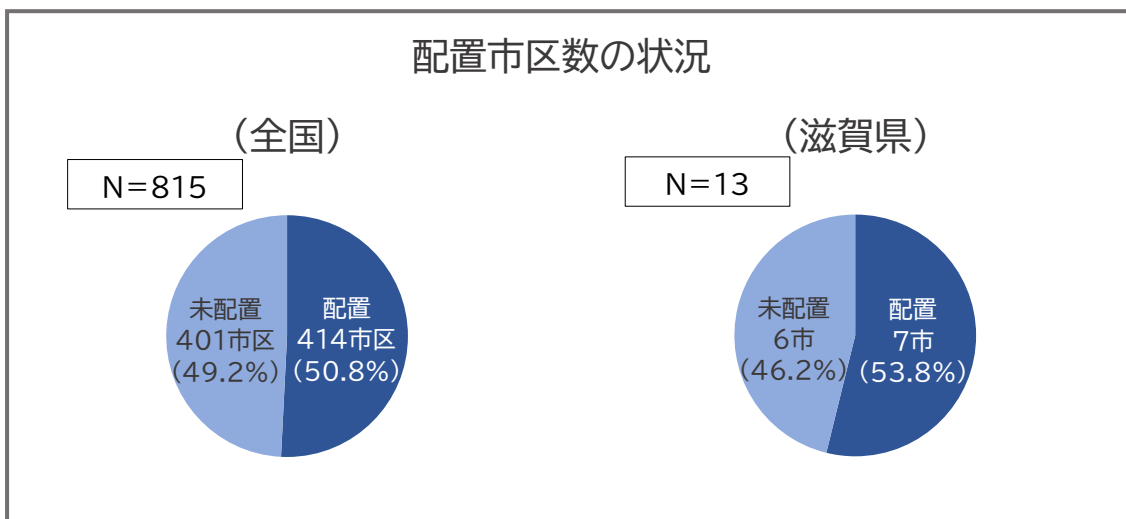


（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

<sup>6</sup> 【女性相談支援員】

法第11条に規定される。困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者。必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮することとされる。

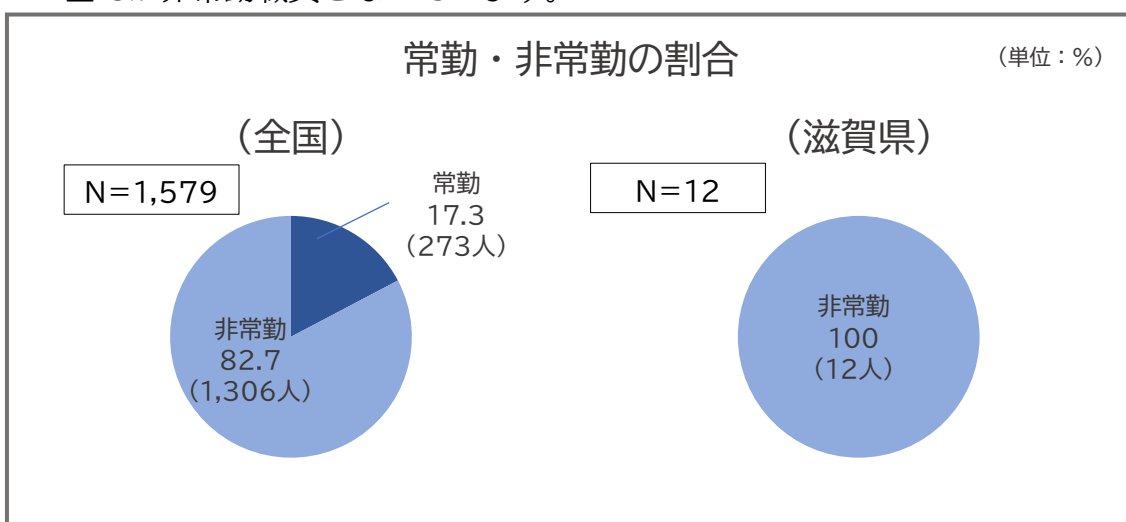
女性相談支援員の配置状況について、令和4年度（2022年度）、全国においては全815市区のうち、414市区（50.8%）において女性相談支援員が配置されています。本県においても13市のうち、7市（53.8%）において配置されており、全国と同水準の配置状況となっています。



全国：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）

滋賀県：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

女性相談支援員の常勤・非常勤の割合について、令和4年度（2022年度）、全国においては総数1,579人のうち、273人（17.3%）が常勤で、1,306人（82.7%）は非常勤となっています。常勤の配置は特定の都道府県に偏っている現状があります。なお、令和4年度（2022年度）、本県においては総数12人の全てが非常勤職員となっています。



全国：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）

滋賀県：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

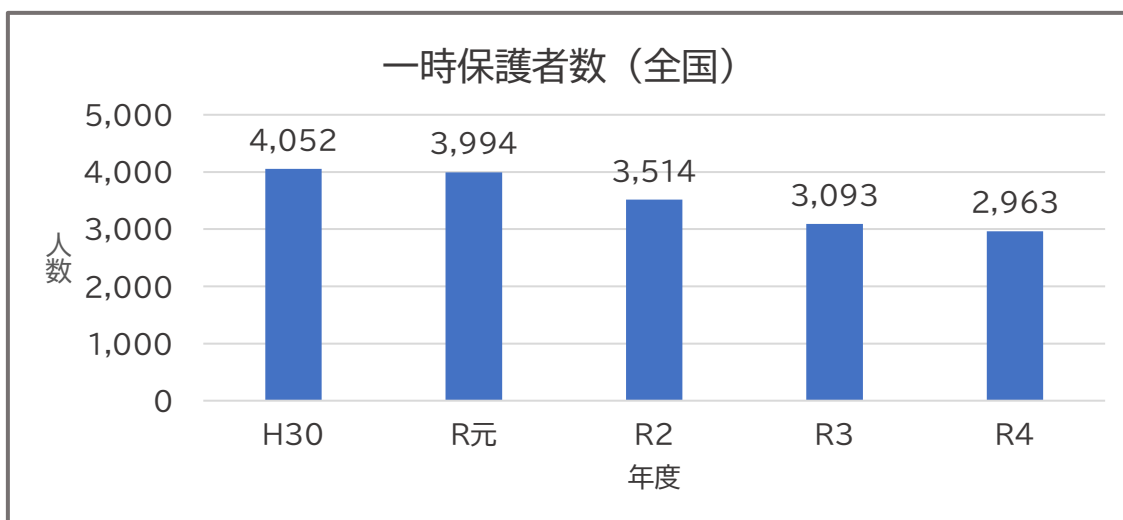
### (3) 一時保護について

#### <一時保護全体>

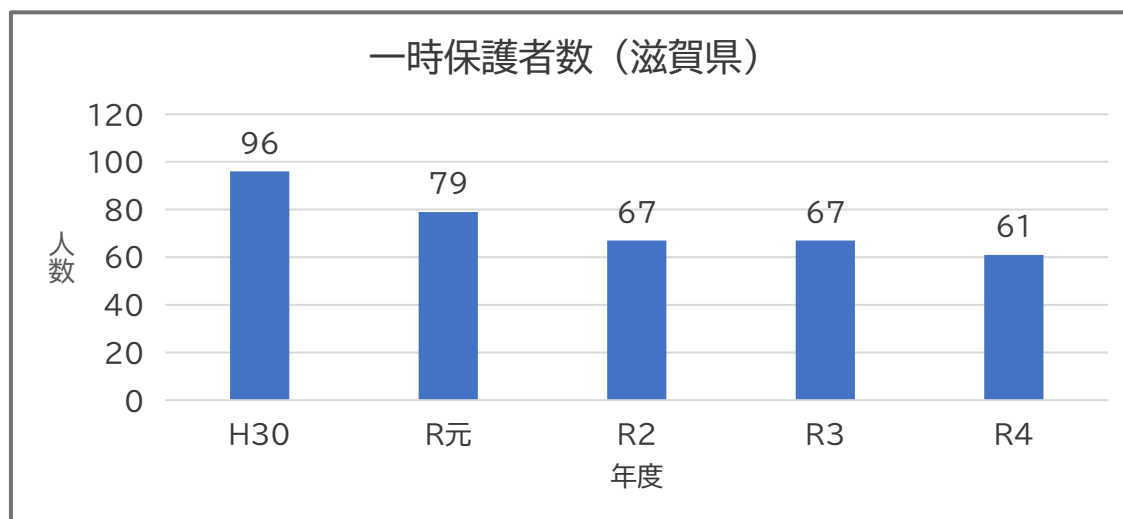
女性相談支援センターにより一時保護された女性の人数は年々減少しています。

令和4年度（2022年度）中に全国において女性相談支援センターにより一時保護された女性は2,963人（実人数）で、令和3年度（2021年度）から130人（4.2%）減少しました。

本県においてもこの5年間で減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）においては過去最少の数値でした。



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）



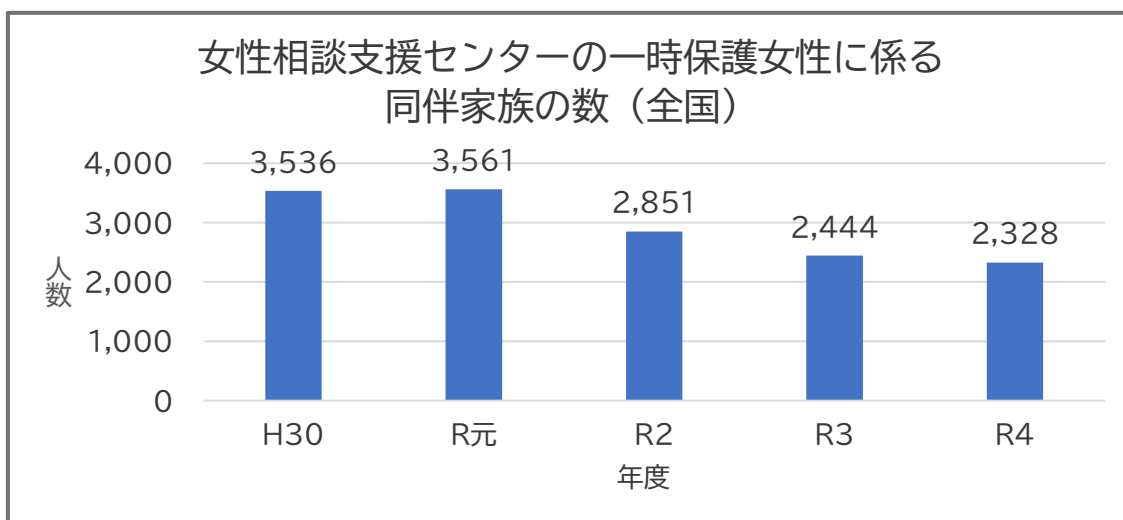
（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

## <同伴家族の人数>

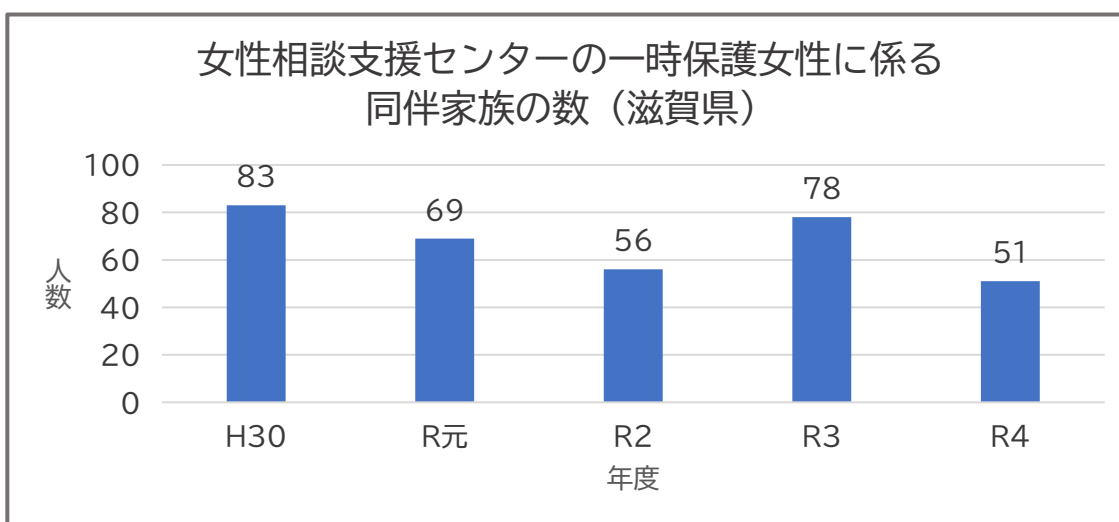
女性相談支援センターにより保護された女性に同伴する家族の人数についても減少が見られます。

令和4年度（2022年度）全国において同伴家族の人数は2,328人で令和3年度（2021年度）から116人（4.7%）減少しました。

本県においては平成28年度（2016年度）から100人を切り、令和4年度（2022年度）においては過去最少の数値でした。



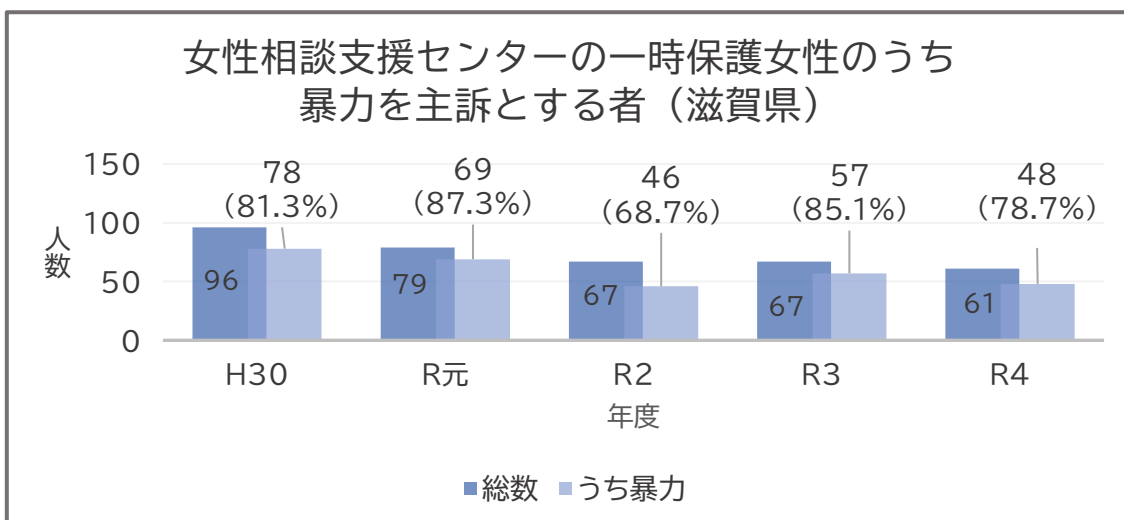
（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

### <うち暴力により一時保護された割合>

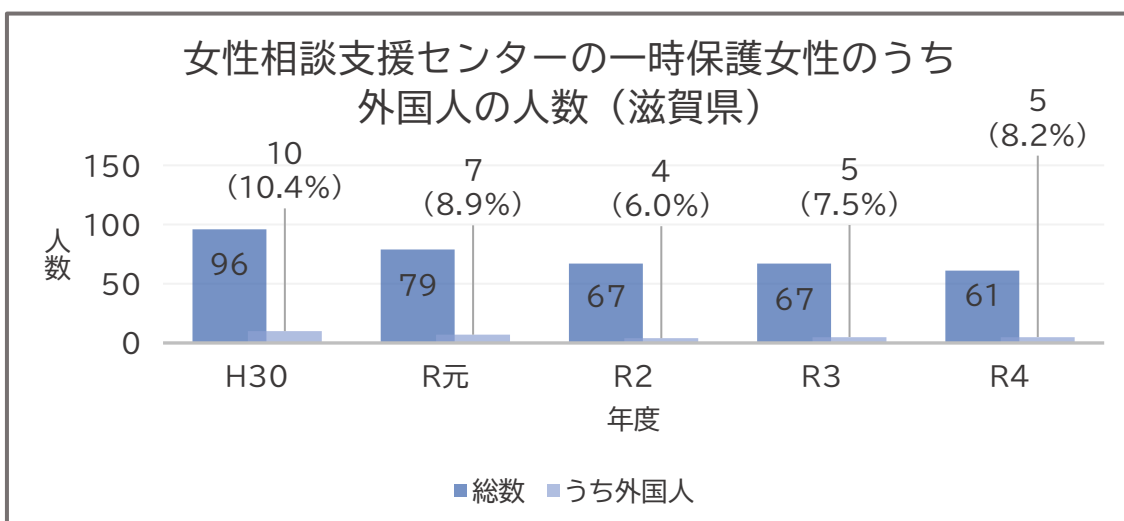
女性相談支援センターにより一時保護された女性のうち、暴力を主訴とする割合は本県において非常に高い傾向にあり、令和4年度（2022年度）、総数61人のうち暴力を主訴とする女性は48人で全体の78.7%を占めています。



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

### <外国人の一時保護の割合>

本県において令和4年度（2022年度）に一時保護された女性のうち、外国人女性は5人で、総数61人のうち8.2%を占めています。なお、保護理由は全て暴力被害によるものでした。

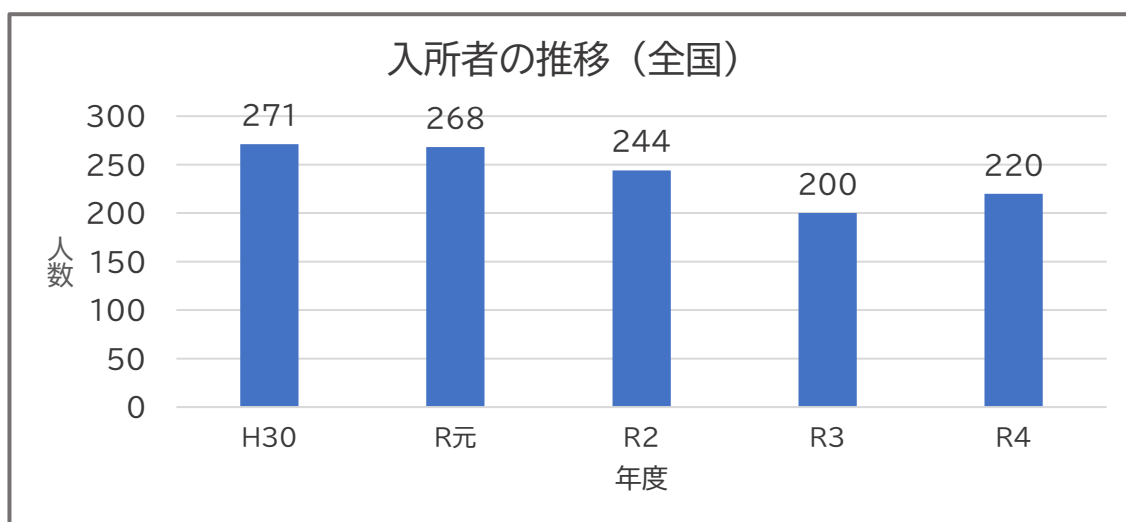


（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

#### (4) 女性自立支援施設の状況について

女性自立支援施設<sup>7</sup>の入所者数は減少傾向にあります。

令和4年度(2022年度)における全国の女性自立支援施設の入所者は220人で平成24年度(2012年度)(411人)から約半数となっています。



(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)

なお、本県の入所者は平成27年度(2015年度)以降毎年0人となっています。

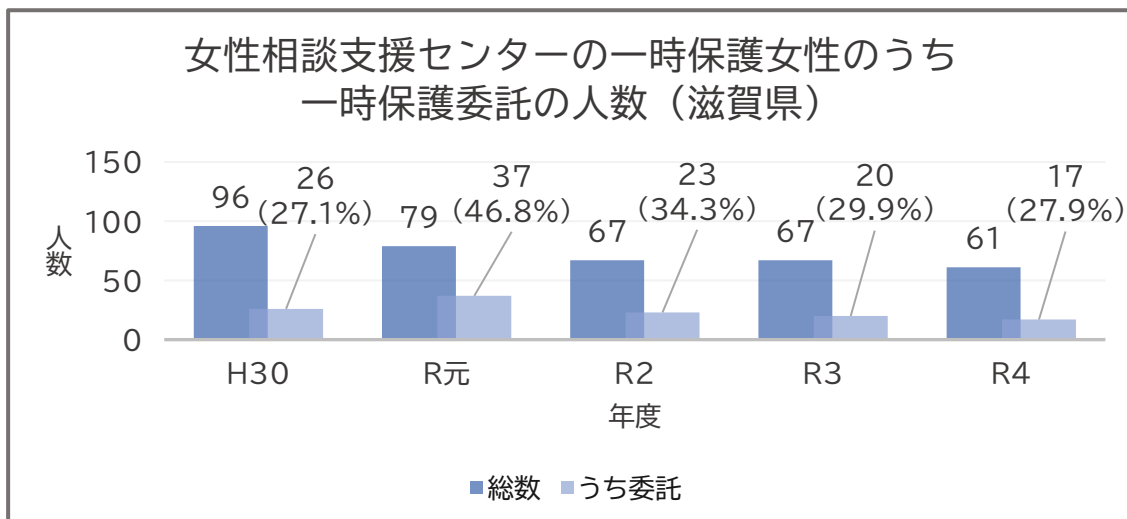
<sup>7</sup> 【女性自立支援施設】

法第12条に規定される。困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う(同伴児童の学習・生活も支援)。

## (5) 民間団体等との連携の状況

令和5年4月1日時点で、女性相談支援センターの一時保護の委託を行っている民間団体等は1か所となっています。

なお、令和4年度（2022年度）の一時保護委託された女性は17人で女性相談支援センターで一時保護された女性61人のうち27.9%を占めています。



(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)



## (6) その他、困難な状況を示すデータ

女性が女性であることにより置かれる困難な状況は多岐にわたります。

本県においても、高齢者や障害者への虐待等、女性が男性に比べ暴力や虐待の被害に遭遇しやすい状況にあることがデータから見受けられます。

また、男性に比べ窃盗により検挙される割合が高いこと、コロナ禍において自殺者のうち女性の占める割合が増加していることやストレス不安を抱えている女性が多いこと等も特徴的です。

### ① 高齢者虐待の状況

<滋賀県における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に基づく対応状況>

(単位：人)

| 種別 \ 年度           | H30 | R元  | R2  | R3  | R4  |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 養護者による被虐待者数       | 358 | 378 | 393 | 312 | 316 |
| 養介護施設従事者等による被虐待者数 | 17  | 10  | 12  | 7   | 11  |

<被虐待者数のうち女性が占める割合>

|     |                |       | 男性   | 女性   | 合計    |
|-----|----------------|-------|------|------|-------|
| H30 | 養護者による虐待       | 人     | 90   | 268  | 358   |
|     |                | 割合(%) | 25.1 | 74.9 | 100.0 |
|     | 養介護施設従事者等による虐待 | 人     | 5    | 12   | 17    |
|     |                | 割合(%) | 29.4 | 70.6 | 100.0 |
| R元  | 養護者による虐待       | 人     | 105  | 273  | 378   |
|     |                | 割合(%) | 27.8 | 72.2 | 100.0 |
|     | 養介護施設従事者等による虐待 | 人     | 3    | 7    | 10    |
|     |                | 割合(%) | 30.0 | 70.0 | 100.0 |
| R2  | 養護者による虐待       | 人     | 96   | 297  | 393   |
|     |                | 割合(%) | 24.4 | 75.6 | 100.0 |
|     | 養介護施設従事者等による虐待 | 人     | 4    | 8    | 12    |
|     |                | 割合(%) | 33.3 | 66.7 | 100.0 |
| R3  | 養護者による虐待       | 人     | 91   | 221  | 312   |
|     |                | 割合(%) | 29.2 | 70.8 | 100.0 |
|     | 養介護施設従事者等による虐待 | 人     | 2    | 5    | 7     |
|     |                | 割合(%) | 28.6 | 71.4 | 100.0 |
| R4  | 養護者による虐待       | 人     | 88   | 228  | 316   |
|     |                | 割合(%) | 27.8 | 72.2 | 100.0 |
|     | 養介護施設従事者等による虐待 | 人     | 2    | 9    | 11    |
|     |                | 割合(%) | 18.2 | 81.8 | 100.0 |

(医療福祉推進課「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について」)

## ② 障害者虐待の状況

### <滋賀県における「障害者虐待防止法」に基づく対応状況>

(単位：人)

| 種別                  | 年度 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|---------------------|----|-----|-----|----|----|----|
| 養護者による被虐待者数         |    | 72  | 71  | 65 | 67 | 89 |
| 障害者福祉施設従事者等による被虐待者数 |    | 16  | 39  | 17 | 19 | 34 |

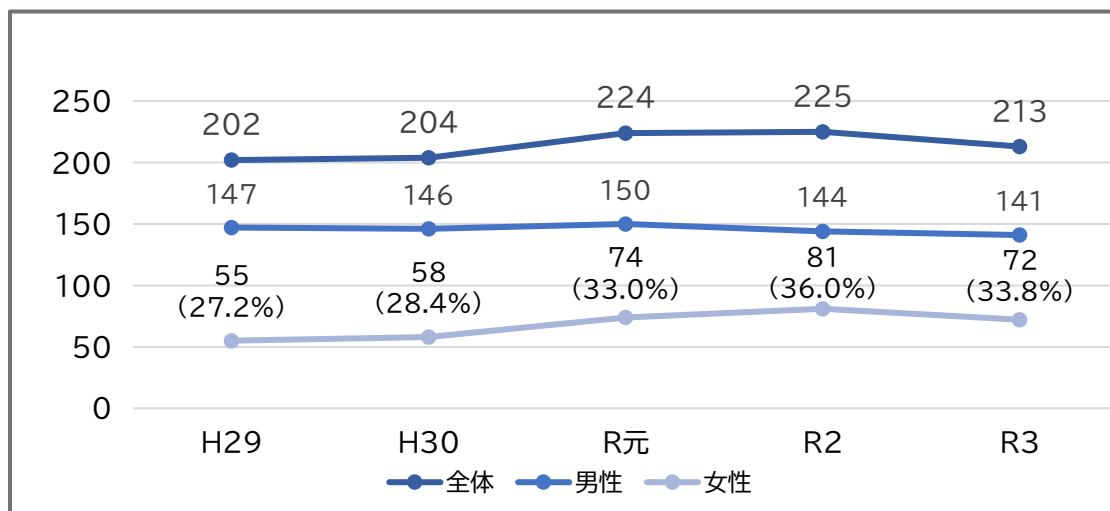
### <被虐待者数のうち女性が占める割合>

|     |                     |       | 男性   | 女性   | 合計    |
|-----|---------------------|-------|------|------|-------|
| H29 | 養護者による被虐待者数         | 人     | 27   | 45   | 72    |
|     |                     | 割合(%) | 37.5 | 62.5 | 100.0 |
|     | 障害者福祉施設従事者等による被虐待者数 | 人     | 9    | 7    | 16    |
|     |                     | 割合(%) | 56.2 | 43.8 | 100.0 |
| H30 | 養護者による被虐待者数         | 人     | 18   | 53   | 71    |
|     |                     | 割合(%) | 25.4 | 74.6 | 100.0 |
|     | 障害者福祉施設従事者等による被虐待者数 | 人     | 21   | 18   | 39    |
|     |                     | 割合(%) | 53.8 | 46.2 | 100.0 |
| R元  | 養護者による被虐待者数         | 人     | 21   | 44   | 65    |
|     |                     | 割合(%) | 32.3 | 67.7 | 100.0 |
|     | 障害者福祉施設従事者等による被虐待者数 | 人     | 13   | 4    | 17    |
|     |                     | 割合(%) | 76.5 | 23.5 | 100.0 |
| R2  | 養護者による被虐待者数         | 人     | 29   | 38   | 67    |
|     |                     | 割合(%) | 43.3 | 56.7 | 100.0 |
|     | 障害者福祉施設従事者等による被虐待者数 | 人     | 13   | 6    | 19    |
|     |                     | 割合(%) | 68.4 | 31.6 | 100.0 |
| R3  | 養護者による被虐待者数         | 人     | 39   | 50   | 89    |
|     |                     | 割合(%) | 43.8 | 56.2 | 100.0 |
|     | 障害者福祉施設従事者等による被虐待者数 | 人     | 22   | 12   | 34    |
|     |                     | 割合(%) | 64.7 | 35.3 | 100.0 |

(障害福祉課「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について」)

### ③ 自殺の状況

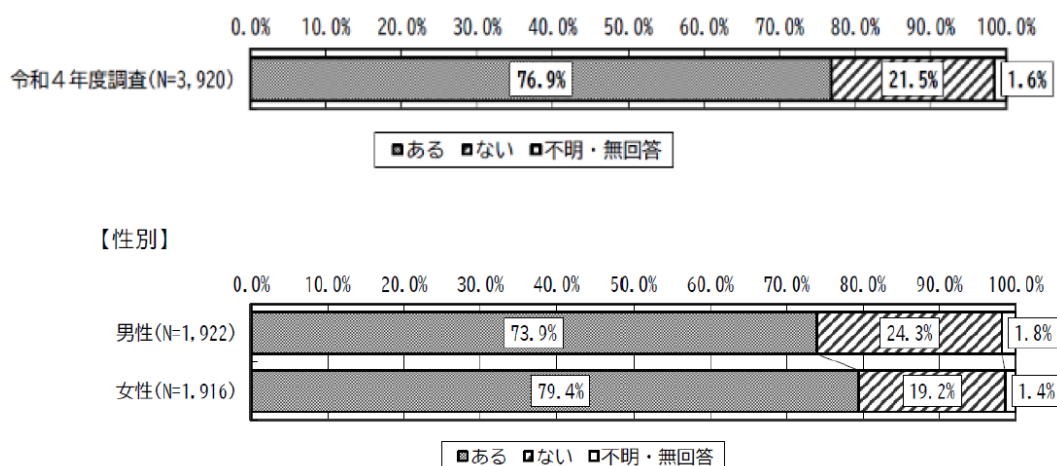
#### <自殺者数の年次推移>



(障害福祉課「滋賀県自殺対策計画」より作成)

### ④ 新型コロナウイルス感染症拡大禍の状況

#### <新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるストレスや不安の有無>



(障害福祉課「滋賀県自殺対策計画」)

⑤ 犯罪の状況

<罪種別検挙人員(少年を除く)>

| 令和3年  |        | 総数    |      | 初犯者・再犯者別 |      |     |      |
|-------|--------|-------|------|----------|------|-----|------|
|       |        |       |      | 初犯者      |      | 再犯者 |      |
|       |        |       | うち女性 |          | うち女性 |     | うち女性 |
| 刑法犯総数 |        | 1,665 | 368  | 888      | 211  | 777 | 157  |
|       | うち)凶悪犯 | 2%    | 2%   | 2%       | 2%   | 2%  | 1%   |
|       | うち)粗暴犯 | 20%   | 7%   | 21%      | 9%   | 19% | 4%   |
|       | うち)窃盗犯 | 54%   | 72%  | 49%      | 67%  | 59% | 80%  |
|       | うち)知能犯 | 11%   | 10%  | 13%      | 12%  | 8%  | 6%   |
|       | うち)風俗犯 | 3%    | 0%   | 4%       | 0%   | 2%  | 0%   |

(罪種別検挙人員(犯行時年齢が20歳以上のもの)(滋賀県))

出典：大阪矯正管区の統計による。

## 2. 課題

- 幅広い年齢層の支援対象者が早期に支援に結び付くため、電話相談や来所相談だけでなく、さまざまな方法での相談が可能となるよう相談体制の充実を図るとともに、相談先について、支援対象者や関係機関に対して広く周知を行うことが必要です。
- 本県の外国人人口は、36,158人（2022年12月末現在）と過去最高を更新し、「しが外国人相談センター」における相談件数が多い状況にある一方で、女性相談支援センターにおける外国人の相談件数は少ない状況にあります。困難な状況にある女性を早期に把握し、支援に繋げるための更なる連携・協力が必要です。
- 支援を必要としながらも相談に繋がりにくい支援対象者には、民間団体等の特色である柔軟性のある支援が期待されますが、公的機関において民間団体等の把握ができておらず、十分な連携ができていない現状があります。また、人材や運営資金の確保が困難な民間団体等や、民間団体等が少ない地域もあることから、さまざまな支援が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症流行の影響により自殺、生活困窮、DV等のさまざまな社会問題が顕在化した中、地域で孤独・孤立状態にある人に必要な支援や居場所を切れ目なく提供していくことが必要です。
- 暴力被害など安全・安心を脅かす相談が増加していることから、配偶者暴力相談支援センターや警察、弁護士等の関係機関との更なる連携が必要です。
- 女性相談支援員の配置について、本県では約半数の市および全ての町で未配置であるほか、配置している市においても非常勤職員が担っている状況であり、雇用形態の安定化が必要です。
- 女性相談支援センターにおける相談件数は増加傾向にあるものの、一時保護件数については減少が続いています。減少の背景の一つとして、支援対象者から「ルールが厳しいため入所をためらう」という声もあることから、支援への抵抗感を低減させる工夫や取組が必要です。

- 被害からの回復には、安全な環境に身を置くことや、安心できる生活の安定が重要であるとともに、その時々状況に応じて、適切な情報提供や支援が必要となるため、関係機関とのネットワーク構築を一層充実させることが必要です。
- 被虐待経験や性被害経験を持つ支援対象者に対しては、心理面に配慮した支援が必要であることから、支援対象者の状況に応じた専門的な支援の提供が必要です。
- 本県の女性自立支援施設は、設備環境等から就労支援など外出を伴う自立に向けた支援が困難な状況にあります。
- 同伴児童については、一時保護所や女性自立支援施設の入所中においても教育の機会を確保する必要があります。また、これらの施設を退所してからも地域で安定した生活が送れるよう支援する必要があります。
- 一時保護所や女性自立支援施設を退所したあと就労や住居確保に困難があるケースがあることから、関係機関や民間団体等との連携を図りながらさまざまな支援を継続していく必要があります。
- 近年、ホストクラブの利用客が、高額な利用料金の売掛による借金を背負い、返済のために売春する等の事例が生じており、その対応について検討する必要があります。

## 第3章 基本理念と基本方針

### 1. 基本理念

～すべての女性が幸せを実感できる滋賀～

女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会をつくることにより、女性も男性も誰もが暮らしやすい社会の実現をめざす

### 2. 基本方針

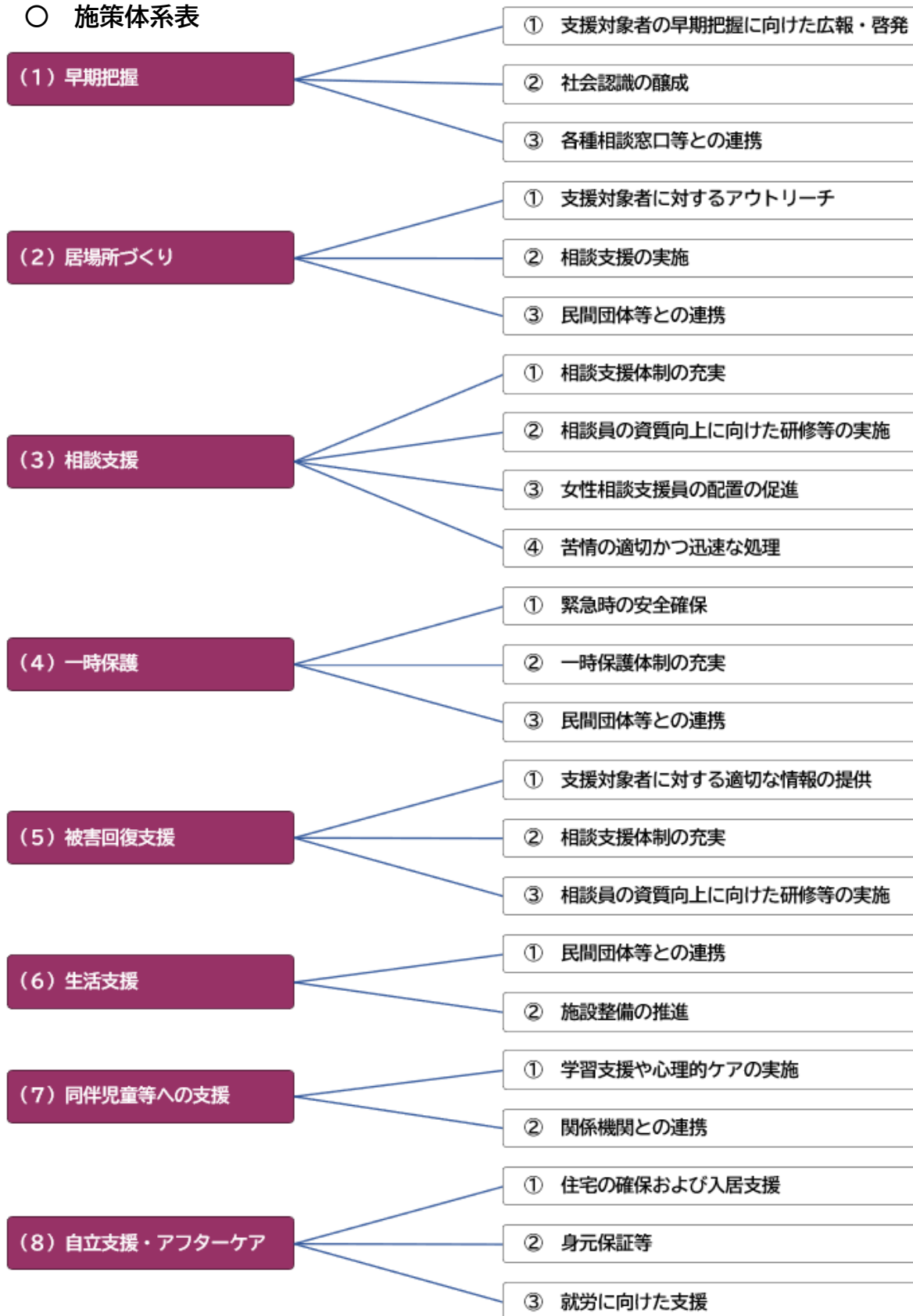
- 早期からの切れ目のない支援体制の強化
- 多様化する支援対象者のニーズに応じたきめ細かな支援の提供
- 自立を見据えた関係機関との連携強化

### 3. 施策を進めるための7つのポイント

- ① 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制充実
- ② 民間団体等との協働
- ③ 関係機関との連携体制の強化
- ④ 支援調整会議（各地域における支援体制）の設置運営
- ⑤ 教育・啓発の充実
- ⑥ 人材育成・研修の充実
- ⑦ 調査研究等の推進



## ○ 施策体系表



## 第4章 具体的な取組

### 1. 支援の流れ

これまでの取組や課題を踏まえ、支援の流れの順に8つに分類し、具体的な支援を行います。

|                   |               |                                     |
|-------------------|---------------|-------------------------------------|
| 支援<br>の<br>流<br>れ | ① 早期把握        | 困難な状況にある女性が<br>早期に相談に繋がるための環境づくりの推進 |
|                   | ② 居場所づくり      | 悩みや不安を感じる女性に対する居場所の提供               |
|                   | ③ 相談支援        | 支援対象者の多様なニーズに応じるための<br>相談実施体制の強化    |
|                   | ④ 一時保護        | 支援対象者の多様なニーズに応じるための<br>一時保護実施体制の強化  |
|                   | ⑤ 被害回復支援      | 医療機関等の専門機関への相談・連携、<br>心理療法の実施       |
|                   | ⑥ 生活支援        | 一時保護等のおとの中長期的な支援体制の確保               |
|                   | ⑦ 同伴児童等への支援   | 支援対象者の同伴児童に対する<br>適切な支援の実施          |
|                   | ⑧ 自立支援・アフターケア | 地域社会で生活するための自立支援の実施                 |

困難な状況にある女性の支援を通じて、  
誰もが暮らしやすい持続可能な社会を実現

## 2. 具体的な取組

### (1) 早期把握

#### ① 支援対象者の早期把握に向けた広報・啓発

##### <支援対象者への広報・啓発>

- 相談内容に応じた支援が受けられるよう相談機関を一覧にするなど明確にし、カードやリーフレット、ホームページやSNSなどさまざまな広報媒体を通じて広く啓発を行います。

##### <関係機関との連携による広報・啓発>

- 支援対象者の目に留まりやすく、情報を自然に入手しやすい場所での啓発を行うために、県内の病院、公共トイレ等の他、美容院やコンビニエンスストア、ショッピングセンターなどさまざまな企業とも広く連携をし、カードやリーフレットの配架を依頼します。
- 関係機関と連携し、やさしい日本語や多言語に翻訳した啓発カードやリーフレット、点字カード等を作成することで、外国人や障害者等の支援対象者に対する啓発に取り組みます。
- 暴力被害や性被害を受けた支援対象者を発見しやすい立場にある犯罪被害者相談窓口や医療機関との連携を円滑に進めるため、関係機関における対応リーフレットを作成します。

#### ② 社会認識の醸成

- 「若年層の性暴力被害予防月間<sup>8</sup>」（毎年4月）の機会をとらえ、AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酔わせて性的行為を強要、SNSを利用した性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等のさまざまな若年層への性暴力被害の予防について広報啓発を推進します。

<sup>8</sup> 【若年層の性暴力被害予防月間】  
内閣府等が主体となり、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」として、広報・啓発を集中的に実施している。

- 「女性に対する暴力をなくす運動<sup>9</sup>」期間（11月12日～25日）を一つの機会ととらえ、市町、民間団体等その他の関係機関との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化します。
- 犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、保護観察所や更生保護民間協力者等と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動<sup>10</sup>」を推進します。
- 地域や学校、家庭等において、人権教育、DV防止および男女共同参画の理解を深めるための教育・学習が実施されるよう、啓発資料の提供を行うとともに、出前講座等を実施します。
- 学校等において、生命の大切さを実感する体験学習、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を行うように促すプレコンセプションケアに関する教育、啓発に取り組みます。

### ③ 各種相談窓口等との連携

- 相談窓口を設置している関係機関と女性相談支援センターの連携を強化するために、各機関の相談員を対象とした合同研修や共同の会議を開催し、相談員間の連携を図ります。
- 早期から適切な支援を実施できるよう県・市町の障害福祉担当課、高齢福祉担当課や児童福祉担当課、外国人支援担当課等関係機関と更なる連携を進めていきます。

<sup>9</sup> 【女性に対する暴力をなくす運動】  
都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的として行われる運動。

<sup>10</sup> 【社会を明るくする運動】  
すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

## (2) 居場所づくり

### ① 支援対象者に対するアウトリーチ

- 支援対象者やその家族が孤立しないよう民生委員・児童委員等が、福祉・子育て等の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関等とのつなぎ役を行います。

### ② 相談支援の実施

- 孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性に寄り添い、社会とのつながりを回復することを目的として、不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業を実施します。

### ③ 民間団体等との連携

- 悩みや不安を抱える女性が気軽に集える居場所を提供する民間団体等の調査・掘り起こしを行うとともに、県内に点在する民間団体等を一覧にし、支援対象者がそれぞれのニーズに応じた団体へ繋がることのできるよう進めていきます。
- 外部有識者等を含めた支援調整会議等を通じて、県内において協働して女性支援を行う民間団体等とのネットワークの構築を図ります。
- 孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援などを行う民間団体等の取組を支援します。

### **(3) 相談支援**

#### **① 相談支援体制の充実**

##### **<女性相談支援センターにおける相談機能の充実>**

- 支援対象者の心身の健康状態や思いに沿って情報提供を行うとともに、必要に応じて、各相談窓口での手続や医療機関での受診等を行う際に同行するなど支援対象者に寄り添った対応を行います。
- 支援対象者に対し、適切で切れ目のない支援を提供するために、各相談窓口や医療機関、裁判等との関係機関と連携を図ります。
- 支援対象者に向けて、離婚や親権、借金などさまざまな相談に対して、弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的に行います。
- 支援対象者や同伴する家族の個々の状況に応じて心理療法担当職員によるカウンセリングを実施し、自立に向けた支援の強化を図ります。

##### **<若年女性等に対する相談環境の整備>**

- 若年女性のコミュニケーション手段として広く普及しているLINEによる相談窓口を設け、これまで相談に繋がりにくかった若年女性が相談しやすい環境を整えていきます。
- 思いがけない妊娠、経済的困窮、性暴力などのさまざまな理由により、妊娠・出産について身体的、精神的な悩みや不安を抱えた妊婦が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用し、支援機関に繋ぐ体制を整備することを目的とした相談支援事業を実施します。

##### **<外国人に対する相談環境の整備>**

- 外国人である支援対象者からの相談に対し、ICTを活用するとともに、文化や制度上の立場の違いへの対応や、的確で正確な通訳対応ができるよう、通訳者を派遣します。

- 各市町外国人相談窓口や各市町国際交流協会などの関係団体と連携することにより、外国人被害者の相談体制の充実を図ります。
- 在留資格や離婚等の問題を有する支援対象者に対しては、入国管理局や家庭裁判所、法律事務所等と連携を図り自立支援のための情報提供を図ります。

#### <障害者に対する相談環境の整備>

- 障害者である支援対象者に必要な支援を提供するために、各市町障害福祉課等の関係機関と連携を密に図ります。
- 聴覚障害や言語障害のある支援対象者からの相談に配慮し、電話だけでなく、FAXまたは電子メールによる相談にも対応します。また、点字・音声、手話等による支援制度の紹介や、自立支援のための情報提供を図ります。
- 車椅子を利用する支援対象者が女性相談支援センターに来所する際、安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化を進めます。

#### <性暴力被害者に対する相談環境の整備>

- 民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。また、必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や民間団体等のカウンセリング窓口等を紹介します。

#### <ひとり親に対する相談環境の整備>

- ひとり親家庭総合サポートセンター<sup>11</sup>において、ひとり親家庭等の悩みや困りごとなどさまざまな相談に対して、専門の相談員が各地域の福祉事務所や市町の福祉担当課、各種の支援機関などとも連携しながら、サポートします。

<sup>11</sup> 【ひとり親家庭総合サポートセンター】

母子家庭、父子家庭、寡婦のための総合相談窓口。ひとり親家庭の悩みや困りごとなど様々な相談に対して、専門の相談員がアドバイスし、サポートを行う。

## ② 相談員の資質向上に向けた研修等の実施

- 相談窓口において、的確な相談対応ができるよう、相談員に対して、女性相談対応マニュアル等を提供します。
- 女性相談対応の専門性を高め、相談対応の質の向上を図るための専門研修を実施します。
- 裁判所調停委員、民生委員児童委員、弁護士、医療保健関係者等で支援対象者を発見したり、支援対象者から相談を受けたりする立場にある者を対象に、支援対象者に対して適切な対応がとれるよう、研修や啓発を行います。
- 相談窓口を設置している関係機関と女性相談支援センターの連携を強化するために、各機関の相談員を対象とした合同研修を実施します。
- 女性相談支援センターは、女性相談支援員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョンを定期的実施し、専門的な助言を行うことによって、女性相談支援員による支援の質の向上を図ります。

## ③ 女性相談支援員の配置の促進

- 女性相談に係る専門的な視点を有する女性相談支援員の配置を進めるため、市町との合同会議の場や研修の場において女性相談支援員の必要性について周知するとともに配置に向けた助言を行います。
- 単独での女性相談支援員の配置が難しい市町のバックアップや広域的な支援を図るため、県施設等における女性相談支援員の配置先の拡大を検討します。

## ④ 苦情の適切かつ迅速な処理

- 女性相談支援センターに、苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員を設置し、苦情を解決する体制を整備し、苦情があった場合、迅速に解決されるよう努めます。また、苦情解決の仕組みについて、施設内に分かり



やすく揭示し、利用者が苦情を申し出やすい環境づくりに努めます。

## (4) 一時保護

### ① 緊急時の安全確保

#### <安全確保体制の確立>

- 加害者が被害者を追ってくる等、被害者へ危害が及ぶ恐れがある場合は、必要に応じ、一時保護所に警備員を配置し、被害者の安全確保を図ります。
- 支援対象者の中には命の危険にさらされる等の危険な状況にある人もおられ、徹底した情報の管理が必要となるため、支援者を対象とした情報管理等の研修を実施します。

#### <通報に対する適切な対応>

- 配偶者暴力相談支援センターは、通報があり、被害者に危害が及ぶと考えられる場合、警察や市町、福祉事務所と連携・協力のうえ、速やかに一時保護を実施するなど、適切な対応を行います。
- 被害者が自宅や地域で生活を継続する場合は、市町や警察と連携しながら被害者の見守りを行います。
- 警察は、加害者の検挙のほか、加害者への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。

#### <関係機関との連携>

- 支援対象者の状況によって、遠隔地への避難が必要な場合、適切な保護が実施できるよう他の自治体との連携を図ります。

### ② 一時保護体制の充実

- 精神科医や心理療法担当職員によるカウンセリングを実施するなど、個々の状況に応じた適切な支援に努め、入所者の緊張と不安を和らげます。

- 一時保護所の生活は個人による活動が基本となることから、余暇活動の充実や生活環境の改善を図るとともに、退所時にはアンケート等を実施することにより、利用者の意見を把握し、取組への反映に努めます。
- 外国人である支援対象者の一時保護に対応できるよう、多言語での情報提供に加え、やさしい日本語の活用や漢字にふりがなをつけるなど、一時保護中に安心した生活が送れるよう対応します。
- 支援対象者の心身の状況に応じた一時保護を行うため、県・市町の各関係担当課と連携しながら対応します。

### ③ 民間団体等との連携

- 支援対象者のニーズ等を踏まえ、一時保護を委託する民間団体等の掘り起こしを行います。
- 民間団体等への委託にあたっては、支援対象者の心身の状況に応じて、適切なアセスメントを行います。

## (5) 被害回復支援

### ① 支援対象者に対する適切な情報の提供

- 警察庁作成の広報用パンフレット「警察による被害者支援」や県警察作成の「被害者の手引き」の配布、県警察のホームページ上の掲載等、犯罪被害者にとって必要な情報を早期に提供し、精神的な負担の軽減を図ります。
- 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク<sup>12</sup>を中心に、関係機関と連携しながら被害者への適切な情報提供を行うほか、被害者に対する迅速で切れ目のない支援の充実を図ります。

### ② 相談支援体制の充実

- 犯罪被害者総合窓口をおうみ犯罪被害者支援センターに委託し、被害者の状況に応じた適切な情報提供や付添支援等、被害者等に寄り添ったきめ細かな相談支援を実施します。
- 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）において、24時間365日、性犯罪・性暴力被害についての相談、医師による医療ケア、心のケア、弁護士相談、警察への届出等の支援を総合的に行います。
- 少年サポートセンター<sup>13</sup>等において、犯罪被害に遭った少年が相談しやすい環境の整備を図り、犯罪被害者となった少年の悩み事などの相談に適切に対応します。

<sup>12</sup> 【滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク】  
滋賀県における女性や子どもを犯罪者等の被害から守るために必要な施策に関して、滋賀県と滋賀県警察が相互の情報共有と連携を図り、さまざまな事案等に対する適切な対応と支援を行うことを目的として構築された。

<sup>13</sup> 【少年サポートセンター】  
滋賀県警察本部少年課では、県内2か所（大津市、米原市）に少年サポートセンターを設置し、少年問題を専門に扱う職員により「非行や不良行為等の問題行動を繰り返す少年」や「犯罪被害に遭い心に傷を負った少年」に対する様々な支援を行っている。

- 女性相談支援センターは、支援対象者に対し心理療法担当職員がカウンセリングを実施するほか、必要に応じて、警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や民間団体等のカウンセリング窓口等を紹介します。また、DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。

### ③ 相談員の資質向上に向けた研修等の実施

- 相談窓口において、的確な相談対応ができるよう、相談員に対して、女性相談対応マニュアル等を提供します。(再掲)
- 女性相談対応の専門性を高め、相談対応の質の向上を図るための専門研修を実施します。(再掲)
- 相談窓口を設置している関係機関と女性相談支援センターの連携を強化するために、各機関の相談員を対象とした合同研修を実施します。(再掲)
- 女性相談支援センターは、女性相談支援員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョンを定期的を実施し、専門的な助言を行うことによって、女性相談支援員による支援の質の向上を図ります。(再掲)

## (6) 生活支援

### ① 民間団体等との連携

- 悩みや不安を抱える女性が気軽に集える居場所を提供する民間団体等の調査・掘り起こしを行うとともに、県内に点在する民間団体等を一覧にし、支援対象者がそれぞれのニーズに応じた団体へ繋がることのできるよう進めていきます。(再掲)
- 外部有識者等を含めた支援調整会議等を通じて、県内において協働して女性支援を行う民間団体等とのネットワークの構築を図ります。(再掲)

### ② 施設整備の推進

- DVに悩んでいる女性、身体的・精神的障害を抱えている女性、貧困などを理由に生きづらさを感じている女性に対して心のケアや自立に向けた中長期的な支援を行うために、女性自立支援施設の今後の在り方について、民間団体等との連携を含め検討を行います。
- さまざまなニーズを有する支援対象者がいる中、できるだけ多くの人に利用いただける公共施設等の実現に向けて淡海ユニバーサルデザイン行動指針<sup>14</sup>に基づき、女性自立支援施設の整備の推進を図ります。

<sup>14</sup> 【淡海ユニバーサルデザイン行動指針】

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年条例42号)第7条の2の規定に基づき平成17年3月に策定された福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するための施策の方向やその他必要な事項に関する指針。

## (7) 同伴児童等への支援

### ① 学習支援や心理的ケアの実施

- 支援対象者の同伴児童に対して、学齢等を考慮しながら子ども家庭相談センターと連携して学習支援を行います。
- DVのある家庭環境などさまざまな背景を有する同伴児童については、情緒面・行動面・発達面等への影響が懸念されることから、心理療法を担当する職員と連携しながら支援にあたります。

### ② 関係機関との連携

- 市町の児童福祉担当課、子ども家庭相談室（県健康福祉事務所）との連携による日常的かつ継続的な支援に引き続き取り組みます。
- 教育委員会および学校、幼稚園は、転校（園）手続の簡素化に努めるとともに、支援対象者等に係る情報の保護を徹底します。
- 支援対象者の子どもが保育所等に入所する際に、住民票の異動手続がなくても入所ができるよう、またひとり親家庭等については優先的に入所できるよう、市町との協力を図ります。

## (8) 自立支援・アフターケア

### ① 住宅の確保および入居支援

- 公営住宅の優先入居、支援対象者の単身入居の募集の実施、また、公営住宅の入居者募集情報について、女性支援相談支援センターや市町の相談窓口を通じて、支援対象者に情報提供します。
- 県営住宅に被害者用に一時使用可能な住戸を確保しており、緊急に受け入れが必要な場合、目的外使用許可制度を活用した住宅の提供を行います。
- 支援対象者が入居を申し込むための同居要件の緩和、優先入居の制度化、および目的外使用制度の活用について、関係部局との協力を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある人が安心して求職活動に専念することができるよう、住居確保のための支援を実施します。
- 賃貸住宅への入居の制限を受けやすい外国人等の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、市町や居住支援法人、関係団体と連携して、入居に関するサポートを行います。
- 県営住宅への外国人の入居手続や入居者からの相談に対応するため、多言語で対応ができる専用ダイヤルを設け、通訳によるサポートを行います。



- 地域生活定着支援センター<sup>15</sup>と生活困窮者一時生活支援事業を実施する福祉事務所等や更生保護施設、救護施設<sup>16</sup>等が連携し、居場所の確保や地域生活への復帰の支援を行います。

## ② 身元保証等

- 支援対象者が自立するにあたって、民間住宅の賃貸契約の保証人が確保できない場合については、身元保証人確保対策事業による支援を行います。

## ③ 就労に向けた支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター<sup>17</sup>において、母子家庭等を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就労に向けた職業能力開発へのアドバイスなど個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。
- 滋賀マザーズジョブステーション<sup>18</sup>において、子育て中の母等の求職者を対象に、個別相談や仕事と子育てを両立するための保育等の情報の提供、求人情報の提供や職業紹介、託児など総合的な就労支援を行います。

<sup>15</sup> 【地域生活定着支援センター】

高齢者や障がい者で、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所予定者および退所者等について、矯正施設入所から退所後まで一貫した相談支援を矯正施設、保護観察所等と連携・協働して実施し、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活を支援することを目的としている。

<sup>16</sup> 【救護施設】

生活保護法第38条において、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設と定められている。

<sup>17</sup> 【母子家庭等就業・自立支援センター】

都道府県・指定都市・中核市が実施主体（母子福祉団体等への委託が可能）となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う。

<sup>18</sup> 【滋賀マザーズジョブステーション】

滋賀県と滋賀労働局が設置した子育て中の母等の求職者を対象とした、職業相談・職業紹介及び就労支援などの女性就労支援施策等をワンストップで実施する総合窓口。

- しがジョブパーク<sup>19</sup>において、55歳以下を対象に、職業紹介や模擬面接、書類添削や各種セミナーなど総合的な就労支援を行います。
- 滋賀県外国人材受入サポートセンター<sup>20</sup>において、外国人を対象に、相談窓口として相談対応を行うほか、マッチングイベントや各種セミナーを開催します。
- 「滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン<sup>21</sup>」に基づき、関係機関やボランティア日本語教室と連携し、外国人を対象に日本語教育の情報を提供し、就職の支援に努めます。
- 公共職業能力開発施設において、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を実施することで、受講機会の拡大を図り、早期の就職支援に努めます。
- 働き・暮らし応援センター<sup>22</sup>において、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつけるとともに、就職および職場定着に向けた支援、就労にともなう生活のサポート等を関係機関と連携して実施します。
- 女性自立支援施設等からの就労移行後の就業が継続するよう、生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。

<sup>19</sup> 【しがジョブパーク】

滋賀で“はたらく”を考えている人が、「自分を振り返り、一歩ふみだす」ことをサポートする場所で、職業紹介、模擬面接、書類添削、職業適性検査や各種セミナーなど、総合的な就職支援を行っている。

<sup>20</sup> 【滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン】

滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版）を上位計画とし、同プランに掲げる行動目標1【こころが通じるコミュニケーション支援】施策の方向性（2）「日本語および日本社会についての学習機会の提供」の更なる推進のため、今後実施する「生活者としての外国人」を対象とした地域日本語教育充実に向けた具体的な取組を示す。

<sup>21</sup> 【滋賀県外国人材受入サポートセンター】

県内企業および県内で働きたい外国人の方向けの相談窓口として相談対応等を行うほか、県内企業が外国人材を円滑かつ適正に受入れることができるよう、また、県内で働きたい外国人の方の就労が実現するよう、必要な支援を実施する。

<sup>22</sup> 【働き・暮らし応援センター】

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じている。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援をしている。

## 数値目標一覧

| 指標                             | 現状      | 目標    |        |
|--------------------------------|---------|-------|--------|
|                                | 令和4年度実績 | 令和8年度 | 令和10年度 |
| 女性相談支援員を配置している市の数              | 7市      | 10市   | 13市    |
| 女性相談担当者職員の研修の受講率               | -       | 100%  | 100%   |
| 支援調整会議を設置している市町の数              | 1市      | 13市   | 19市町   |
| 困難な状況にある女性に対する支援を協働して担う民間団体等の数 | 4団体     | 8団体   | 10団体   |

## 第5章 計画の推進にむけて

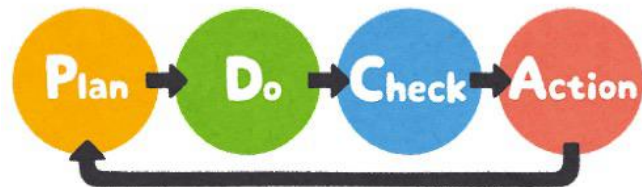
### 1. 計画の推進体制

- (1) 国、県、市町、関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、困難女性支援の総合的な施策の推進に取り組みます。
- (2) 県の関係部局等が相互に連携し、総合的な取組を進めます。

### 2. 基本計画の見直し

基本計画の見直しにあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、調査・検討を行い、滋賀県DV・困難女性対策会議等において、点検・評価します。

また、国における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。



## 參考資料

## 1. 婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

| 年次                  | 国の動き   | 県の動き                            |
|---------------------|--|---------------------------------|
| 昭和 21 年<br>(1946 年) | 婦人保護要綱制定   |                                 |
| 昭和 31 年<br>(1956 年) | 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)創設  |                                 |
| 昭和 31 年<br>(1958 年) |  | 女性相談支援センター、婦人保護施設を設置            |
| 昭和 38 年<br>(1963 年) | 婦人保護事業の実施要領創設  |                                 |
| 平成 12 年<br>(2000 年) | ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)制定                                  |                                 |
| 平成 13 年<br>(2001 年) | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)(平成 13 年法律第 31 号)制定                    |                                 |
| 平成 14 年<br>(2002 年) | 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成 14 年厚労令 49 号)の創設                              | 配偶者暴力相談支援センターを設置                |
| 平成 16 年<br>(2004 年) | DV防止法改正  |                                 |
| 平成 16 年<br>(2004 年) | 人身取引対策行動計画の策定  |                                 |
| 平成 19 年<br>(2007 年) | DV防止法改正  | 「滋賀県DV防止基本計画」策定(H20 年度～H22 年度)  |
| 平成 20 年<br>(2008 年) | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号) |                                 |
| 平成 21 年<br>(2009 年) | 人身取引対策行動計画 2009 の決定  |                                 |
| 平成 23 年<br>(2011 年) |  | 「滋賀県DV防止基本計画」改定①(H23 年度～H26 年度) |
| 平成 25 年<br>(2013 年) | 「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」集約                                       |                                 |

| 年次                  | 国の動き  | 県の動き                                |
|---------------------|---|-------------------------------------|
| 平成 25 年<br>(2013 年) | DV防止法改正   |                                     |
| 平成 25 年<br>(2013 年) | ストーカー行為等の規制等に関する法律改正  |                                     |
| 平成 25 年<br>(2013 年) | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年内閣府、国会公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）※H20.1の告示は廃止 |                                     |
| 平成 25 年<br>(2013 年) | 「女性相談支援センターガイドライン」策定  |                                     |
| 平成 26 年<br>(2014 年) | 人身取引対策行動計画 2014 の策定   |                                     |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | ストーカー総合対策取りまとめ  | 「滋賀県DV防止基本計画」改定②<br>(H27 年度～H31 年度) |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | 「婦人相談員相談・支援指針」策定  |                                     |
| 平成 28 年<br>(2016 年) | 売春防止法の一部改正  |                                     |
| 平成 28 年<br>(2016 年) | ストーカー行為等の規制等に関する法律改正  |                                     |
| 平成 29 年<br>(2017 年) | いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策を策定  |                                     |
| 平成 29 年<br>(2017 年) | 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正  |                                     |
| 令和 元年<br>(2019 年)   | 児童福祉法等の一部改正※児童虐待とDV対策との連携強化について規定   |                                     |
| 令和 2 年<br>(2020 年)  |   | 「滋賀県DV防止基本計画」改定③<br>(R 2 年度～R 6 年度) |
| 令和 3 年<br>(2021 年)  | ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正   |                                     |
| 令和 4 年<br>(2022 年)  | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立  |                                     |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| 令和 4 年<br>(2022 年) | 人身取引行動計画2022の策定  |  |
| 令和 4 年<br>(2022 年) | 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する督促等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）の策定 |  |
| 令和 5 年<br>(2023 年) | DV防止法改正  |  |



## 2. 関係法令

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月25日法律第52号)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

##### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性へ

の支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公

表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等

生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務

を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

##### (教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養<sup>かん</sup>に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

##### (調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

##### (人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

##### (民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

##### (都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して

行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日)

### (検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

### (婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

---

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日